

第119回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2023年6月27日（火曜日）
午前10時

会場 グランドニッコー東京 台場
地下1階「パレロワイヤル」

議案 取締役13名選任の件

株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）またはインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

詳細は5頁および6頁をご覧ください。

議決権行使期限

**2023年6月26日（月曜日）
午後5時30分まで**

本株主総会につきましては、開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じた感染症対策を実施の上開催いたします。

株主の皆様におかれましては当日の流行状況やご自身の体調をご勘案の上ご来場をご検討いただき、会場での感染防止策にご協力くださいますようお願い申し上げます。

目次

ごあいさつ	1
定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
事業報告	24
連結計算書類等	51

野村ホールディングス株式会社

証券コード 8604

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期は、供給制約、エネルギー・食料等の価格の高騰、労働需給の逼迫等を背景とした世界的なインフレ圧力の高まりに対し、各国で大幅な金融引き締めが実施され、主要先進国の債券利回りは大きく上昇しました。今後の金融政策の動向や地政学リスクの高まり等、世界経済は先行き不透明な状態が続いています。このような環境の中、当社は「パブリックに加え、プライベート領域への拡大・強化」を掲げ、お客様一人ひとりにカスタマイズされたサービス、ソリューションを提供することを目指し、対面からデジタル完結までお客様のニーズにあわせた体制の整備や新たなアセットクラスの提供等に取り組んでまいりました。

これを受けて、当期の収益合計（金融費用控除後）は1兆3,356億円、税前利益は1,495億円、当期純利益は928億円となりました。配当につきましては、当社の配当方針に基づき、2023年3月末を基準日とする配当金を1株につき12円、中間配当とあわせて年間の配当金としては1株につき17円とさせていただきます。

金融資本市場の変化は非常に急速かつ大きなものです。当社はリスクマネジメントを含め、慎重にビジネスを遂行すると同時に、変化をチャンスと捉え収益機会の創出に取り組んでまいります。また、日本では政府の資産所得倍増プランのもと、個人金融資産を貯蓄から投資にシフトするための動きが活発になってきています。株主の皆様のご期待にお応えできるよう、企業価値向上に努めてまいります。

グループとして取り組む多様なビジネスは、お客様をはじめとしたすべてのステークホルダーからの信頼の上に成り立っており、当社の企業価値向上と社会全体の持続可能な成長は、同じ道の上にあると考えています。今後も「社会課題の解決を通じた持続的成長の実現」に向けてグループ一丸となって努力を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2023年5月

経営ビジョン

社会課題の 解決を通じた 持続的成長の実現

野村ホールディングス株式会社

取締役 兼 代表執行役社長 グループCEO

奥田 健太郎



定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第119回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「定時株主総会招集ご通知」および「電子提供措置事項記載書面のうち法令および定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項（交付書面省略事項）」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

[当社ウェブサイト]

<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスの上、銘柄名（会社名）「野村ホールディングス」または証券コード「8604」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

[東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）]

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、事前の議決権行使をお願いしております。株主総会参考書類をご検討いただき、5頁に記載の「議決権行使についてのご案内」および6頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照の上、2023年6月26日（月曜日）午後5時30分までに、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書に賛否をご表示いただき、当社に到着するよう折り返しお送りくださるか、電磁的方法（インターネット等）を通じてご行使くださいますようお願い申し上げます。

1 日 時	2023年6月27日（火曜日）午前10時
2 場 所	東京都港区台場二丁目6番1号 グランドニッコー東京 台場 地下1階「パレロワイヤル」 ※「パレロワイヤル」が満席となった場合、第二会場等をご案内いたしますので、ご了承ください。
3 株主総会の目的事項 報 告 事 項 決 議 事 項	1. 第119期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第119期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 議案 取締役13名選任の件
4 議決権行使に関する事項	(1) 書面による議決権行使と電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効といたします。 (2) 電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効といたします。 (3) ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。 (4) 代理人により議決権を行使される場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とあわせてご提出ください。

以上

◎当日ご出席の際は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第25条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査委員会および会計監査人が監査をした対象のうちの一部であります。

- ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および当該体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」
- ③ 計算書類の「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を、2頁の当社および東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

〈株主の皆様へのお願い〉

本株主総会当日までの新型コロナウイルス感染症の状況や政府等の発表内容等に応じた感染症対策を実施の上、開催いたします。

以下の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>



〈事前の質問受付および事後の動画配信についてのご案内〉

本株主総会においては、上記の当社ウェブサイトにて事前の質問受付および回答の掲載、ならびに事後の動画配信をいたします。

(1)事前の質問受付

上記の当社ウェブサイトにて事前の質問受付および回答の掲載をいたします。こちらは、株主の皆様専用のコンテンツとなっております。以下のIDとパスワードをご入力の上、株主様専用ページにアクセスください。

当社ウェブサイトを通じた事前の質問受付は、2023年5月31日（水）から2023年6月23日（金）までの間、実施いたします。

また、代表的なご質問への回答は、2023年6月29日（木）から2023年7月31日（月）までの間、掲載いたします。

(ID: パスワード:) (半角英数字)

(2)事後の動画配信

上記の当社ウェブサイトにて、株主総会当日に放映する事業報告の内容を、2023年6月29日（木）から2023年12月1日（金）までの間、配信いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

**2023年6月27日（火曜日）
午前10時**



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書に議案の賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

**2023年6月26日（月曜日）
午後5時30分到着分まで**



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2023年6月26日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで**

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇

御中

株主総会日

議決権の数

XX 個

XXXX年XX月XX日

基幹日現在の所有株式数

XX 株

議決権の数

XX 個

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

ログイン用QRコード

ログインID

XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード

XXXXX

見本

〇〇〇〇〇〇〇

議案に対する賛否	
賛	下の候補者を除く
否	

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

● 全員賛成の場合

● 全員反対する場合

● 一部の候補者に反対する場合

>>

「賛」

の欄に○印

>>

「否」

の欄に○印

>>

「賛」

の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

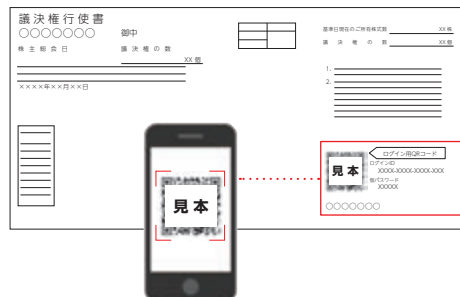
5

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

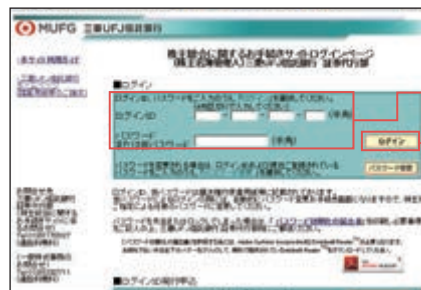
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

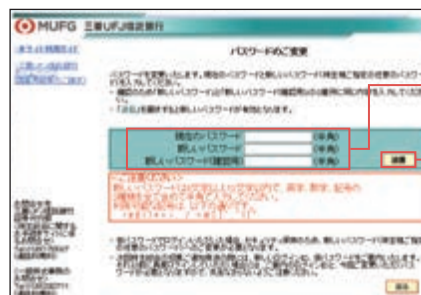
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 新しいパスワードをご登録ください。



「新しいパ
スワード」を入力
「送信」を
クリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案および参考事項

議案 取締役13名選任の件

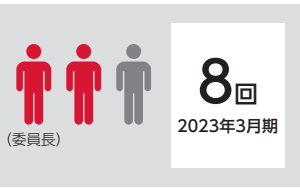
本総会終結の時をもって、取締役12名全員が任期満了になります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、新任の取締役候補者3名を含む取締役13名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本年は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指して社外取締役候補者を1名増員しております。

取締役候補者13名のうち、社外取締役候補者は9名であり、執行役を兼務する予定の取締役候補者は、奥田健太郎および中島豊の2名となります。

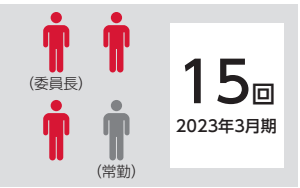
取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名		担 当	取締役会への出席状況 (2023年3月期)
1	永井 浩二 (ながい こうじ)	重 任	非業務執行取締役	取締役会長 指名委員 報酬委員 100% (11回/11回)
2	奥田 健太郎 (おくだ けんたろう)	重 任	執行役兼務	代表執行役社長 グループCEO 100% (11回/11回)
3	中島 豊 (なかじま ゆたか)	新 任	執行役兼務	代表執行役副社長 (新任)
4	小川 祥司 (おがわ しょうじ)	重 任	非業務執行取締役	監査委員(常勤) リスク委員 100% (11回/11回)
5	島崎 憲明 (しまざき のりあき)	重 任	社外取締役・独立役員	監査委員(委員長) リスク委員 100% (11回/11回)
6	石村 和彦 (いしむら かずひこ)	重 任	社外取締役・独立役員	指名委員(委員長) 報酬委員(委員長) 100% (11回/11回)
7	Laura Simone Unger (ローラ・アンガー)	重 任	社外取締役・独立役員	リスク委員(委員長) 100% (11回/11回)
8	Victor Chu (ビクター・チュー)	重 任	社外取締役・独立役員	監査委員 リスク委員 91% (10回/11回)
9	J. Christopher Giancarlo (クリストファー・ジャンカルロ)	重 任	社外取締役・独立役員	リスク委員 100% (11回/11回)
10	Patricia Mosser (パトリシア・モッサー)	重 任	社外取締役・独立役員	リスク委員 91% (10回/11回)
11	高原 豪久 (たかはら たかひさ)	重 任	社外取締役・独立役員	指名委員 報酬委員 100% (11回/11回)
12	石黒 美幸 (いしぐろ みゆき)	新 任	社外取締役・独立役員	リスク委員(予定) (新任)
13	石塚 雅博 (いしづか まさひろ)	新 任	社外取締役・独立役員	監査委員(予定) (新任)

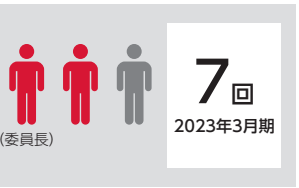
指名委員会



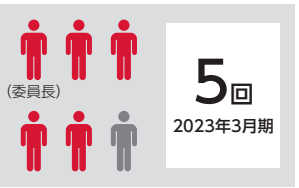
監査委員会



報酬委員会



リスク委員会



 : 社外取締役
 : 社内取締役 (非業務執行取締役)

経営	国際ビジネス	金融業	会計財務	法制度・規制	内部統制 (リスク管理含む)	デジタル (IT)・DX	サステナビリティ
●	●	●					●
●	●	●					●
●	●	●			●		
	●	●			●		
●	●		●		●	●	●
●	●						●
	●	●		●	●		
●	●	●		●	●		●
	●	●		●	●	●	
●	●						●
				●	●		
			●		●		

1 永井 浩二

ながい こうじ

非業務執行取締役

重 任



取締役会長 指名委員 報酬委員

生年月日：

1959年 1月25日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

報酬委員会への出席状況：

7回／7回

指名委員会への出席状況：

8回／8回

所有する当社株式数：

普通株式 439,942株

略 歴

1981年 4 月 当社入社
2003年 4 月 野村證券(株)取締役
2003年 6 月 同社執行役
2007年 4 月 同社常務執行役
2008年10月 同社常務（執行役員）
2009年 4 月 同社執行役兼専務（執行役員）
2011年 4 月 同社Co-COO兼執行役副社長
2012年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)取締役兼代表執行役社長）
2012年 8 月 当社代表執行役グループCEO（兼 野村證券(株)取締役兼代表執行役社長）
2013年 6 月 当社取締役兼代表執行役グループCEO（兼 野村證券(株)取締役兼代表執行役社長）
2017年 4 月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO（兼 野村證券(株)取締役会長）
2020年 4 月 当社取締役会長（兼 野村證券(株)取締役会長）（現任）

重要な兼職状況

野村證券(株)取締役会長

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社取締役兼代表執行役社長グループCEO、野村證券(株)取締役兼代表執行役社長等を歴任し、2020年4月より当社取締役会長を務めております。

野村グループの業務に精通した同氏が取締役会長として取締役会の議長を務めることにより、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営されることを期待し、取締役候補者となりました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本總會終了後、同氏は引き続き指名委員および報酬委員を務める予定です。

同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。

2

奥田 健太郎

おくだ けんたろう

執行役兼務

重 任

代表執行役社長 グループCEO

生年月日：

1963年11月7日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

所有する当社株式数：

普通株式 264,078株



略 歴

1987年 4 月 当社入社
 2010年 4 月 野村證券(株)執行役員
 2012年 4 月 同社常務（執行役員）
 2012年 8 月 当社常務（執行役員）（兼 野村證券(株)常務（執行役員））
 2013年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)常務（執行役員））
 2015年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)専務（執行役員））
 2016年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)執行役兼専務（執行役員））
 2017年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)専務（執行役員））
 2018年 4 月 当社執行役グループCo-COO（兼 野村證券(株)取締役兼執行役副社長）
 2019年 4 月 当社執行役副社長グループCo-COO
 2020年 4 月 当社代表執行役社長グループCEO（兼 野村證券(株)代表取締役）
 2020年 6 月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO（兼 野村證券(株)代表取締役）
 2021年 6 月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO（兼 野村證券(株)代表取締役社長）（現任）

重要な兼職状況

野村證券(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社執行役副社長グループCo-COO、野村證券(株)取締役兼執行役副社長等を歴任し、現在は当社取締役兼代表執行役社長グループCEOおよび野村證券(株)代表取締役社長を務めております。

当社の取締役会の大半は、社外取締役を含めた業務執行を行わない取締役にによって構成されております。執行のトップが取締役に兼務することにより、取締役会が業務執行の状況や会社の状況を把握することが容易となり、より実効的な経営監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者いたしました。

3 中島 豊

なかじま ゆたか

執行役兼務

新 任

代表執行役副社長

生年月日：

1965年 8月2日生

所有する当社株式数：

普通株式 652,919株



略 歴

1988年 4 月 当社入社
2011年 4 月 野村證券(株)執行役員
2015年 5 月 当社執行役員
2016年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)常務（執行役員））
2017年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)執行役兼常務（執行役員））
2018年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)執行役兼専務（執行役員））
2019年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)取締役兼専務（執行役員））
2021年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)代表取締役副社長）
2023年 4 月 当社代表執行役副社長（兼 野村證券(株)代表取締役副社長）（現任）

重要な兼職状況

野村證券(株)代表取締役副社長

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社執行役員 グローバル・マーケット ヘッド、野村證券(株)代表取締役副社長等を歴任し、現在は当社代表執行役副社長を務めております。

当社の取締役会の大半は、社外取締役を含めた業務執行を行わない取締役によって構成されております。執行のトップが取締役を兼務することにより、取締役会が業務執行の状況や会社の状況を把握することが容易となり、より実効的な経営監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者いたしました。

4

小川 祥司

おがわ しょうじ

非業務執行取締役

重 任



監査委員（常勤） リスク委員

生年月日：

1964年8月9日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

リスク委員会への出席状況：

5回／5回

監査委員会への出席状況：

15回／15回

所有する当社株式数：

普通株式 39,426株

略 歴

1987年 4 月 当社入社
 2007年 4 月 野村証券(株)IB企画部長
 2008年10月 同社キャピタル・マーケット部長兼キャピタル・ソリューション部長
 2009年 7 月 同社キャピタル・マーケット部長
 2012年 4 月 同社IB企画部長
 2013年 7 月 当社グループ監査業務室長（兼 野村証券(株)監査業務室長）
 2016年 8 月 当社取締役会室長（兼 野村証券(株)取締役会室長）
 2017年 4 月 当社執行役員 グループ・インターナル・オーディット担当
 （兼 野村証券(株)執行役員 インターナル・オーディット担当）
 2021年 4 月 当社顧問
 2021年 6 月 当社取締役（現任）

重要な兼職状況

野村アジアパシフィック・ホールディングス(株)監査役
 Nomura Holding America Inc. ノン・エグゼクティブ・ディレクター
 Instinet Incorporated ノン・エグゼクティブ・ディレクター

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社グループ監査業務室長、取締役会室長、執行役員 グループ・インターナル・オーディット担当等を務めるなど、野村グループのガバナンス、内部統制および内部監査分野における豊富な経験と知見を有しております。
 同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き常勤の監査委員およびリスク委員を務める予定です。監査委員に野村グループの業務に精通した同氏を加えることで、監査委員会による監査の実効性が高まることを期待し、取締役候補者としたしました。

同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。

【社外取締役候補者（候補者番号5～13）】

社外取締役候補者9名は、全員が当社の定める独立性基準を満たしております。

また、当社は、社外取締役候補者の全員を独立役員（㈱東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役）に指定しております。

（ご参考）野村ホールディングスの社外取締役「独立性基準」

当社の社外取締役は、野村グループ（*1）に対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。

（1）本人が、現在または過去3年間において、原則として以下に掲げる者に該当しないこと。

①当社関係者

以下に定める要件を満たす者を当社関係者とする。

- ・当社の業務執行者（*2）が役員に就任している会社の業務執行者
- ・当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
- ・当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員

②野村グループの主要な借入先（*3）である者もしくはその業務執行者または野村グループを主要な借入先とする者もしくはその業務執行者

③野村グループの主要な取引先（*4）である者もしくはその業務執行者または野村グループを主要な取引先とする者もしくはその業務執行者（パートナー等を含む）

④野村グループより、役員報酬以外に年間1,000万円（外貨の場合は12万米ドル相当）を超える報酬を受領している者

⑤一定額を超える寄付金（*5）を当社より受領している団体の業務執行者

（2）本人の配偶者、二親等内の親族または同居者が、現在、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこと。

①野村グループの業務執行者

②上記（1）①～⑤に掲げる者

（注）

*1 野村グループとは、当社および当社の事業報告に重要な子会社として記載されているものをいう。

*2 業務執行者とは、業務執行取締役および執行役ならびに執行役員等の重要な使用人をいう。

*3 主要な借入先とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入（代替性や返済可能性等の観点から重要でないものを除く）を行っている場合の相手方をいう。

*4 主要な取引先とは、最終事業年度における年間連結売上上の2%を超える金額の取引（一般的な条件で行われるもの等、重要でないものを除く）を行っている場合の相手方をいう。

*5 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円（外貨の場合は12万米ドル相当）または当該団体の総収入もしくは経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

以上

5 島崎 憲明

しまぎのりあき

社外取締役・独立役員

重 任



監査委員（委員長） リスク委員

生年月日：	取締役会への出席状況：	リスク委員会への出席状況：
1946年8月19日生	11回／11回	5回／5回
在任年数：	監査委員会への出席状況：	所有する当社株式数：
7年	15回／15回	普通株式 29,100株

略 歴

1969年 4 月	住友商事(株)入社
1998年 6 月	同社取締役
2002年 4 月	同社代表取締役 常務取締役
2003年 1 月	金融庁企業会計審議会委員
2004年 4 月	住友商事(株)代表取締役 専務執行役員
2005年 4 月	同社代表取締役 副社長執行役員
2009年 1 月	国際会計基準委員会財団（現、IFRS財団） 評議員
2009年 7 月	住友商事(株)特別顧問
2011年 6 月	公益財団法人財務会計基準機構 理事
2011年 6 月	日本証券業協会公益理事 自主規制会議議長
2013年 9 月	IFRS財団 アジア・オセアニア オフィス アドバイザー
2013年 9 月	日本公認会計士協会 顧問（現任）
2016年 6 月	当社社外取締役（兼 野村證券(株)取締役）（現任）
2019年 8 月	IFRS財団 アジア・オセアニア オフィス シニアアドバイザー（現任）

重要な兼職状況

(株)ロジネットジャパン社外取締役
野村證券(株)取締役（＊）

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、また、国際的な会計制度について米国企業改革法上の財務専門家に該当する高い専門性を有しております。同氏は、住友商事(株)代表取締役 副社長執行役員、金融庁企業会計審議会委員、国際会計基準委員会財団 評議員、公益財団法人財務会計基準機構 理事を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き監査委員（委員長）およびリスク委員を務める予定です。

（＊）同氏は野村證券(株)において非業務執行取締役であり、監査等委員（委員長）を務めています。同氏は当社の社外取締役であるため、会社法第2条第15号ハに基づき、野村證券(株)の社外取締役ではなく取締役としています。

6 石村 和彦

いしむら かずひこ

社外取締役・独立役員

重 任



指名委員（委員長） 報酬委員（委員長）

生年月日：	取締役会への出席状況：	報酬委員会への出席状況：
1954年9月18日生	11回／11回	7回／7回
在任年数：	指名委員会への出席状況：	所有する当社株式数：
5年	8回／8回	普通株式 0株

略 歴

1979年 4 月	旭硝子(株)（現、AGC(株)）入社
2006年 1 月	同社執行役員関西工場長
2007年 1 月	同社上席執行役員エレクトロニクス&エネルギー事業本部長
2008年 3 月	同社代表取締役兼社長執行役員COO
2010年 1 月	同社代表取締役兼社長執行役員CEO
2015年 1 月	同社代表取締役会長
2018年 1 月	同社取締役会長
2018年 6 月	当社社外取締役（現任）
2020年 3 月	AGC(株)取締役
2020年 4 月	国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長
2021年 4 月	同研究所理事長兼最高執行責任者（現任）

重要な兼職状況

国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長兼最高執行責任者
(株)リコー社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、旭硝子(株)（現、AGC(株)）代表取締役兼社長執行役員CEOや代表取締役会長を歴任されました。また、現在は国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長兼最高執行責任者を務められる等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き指名委員（委員長）および報酬委員（委員長）を務める予定です。

7 Laura Simone Unger

ローラ・アンガー

社外取締役・独立役員

重 任



リスク委員（委員長）

生年月日：

1961年1月8日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

所有する当社株式数：

(1,000ADR(*))

在任年数：

5年

リスク委員会への出席状況：

5回／5回

略 歴

1988年 1月 U.S. Securities and Exchange Commission (SEC) エンフォースメント・アトニー
1990年10月 U.S. Senate Committee on Banking, Housing and Urban Affairs カウンセル
1997年11月 SEC 委員
2001年 2月 同 委員長代行
2002年 7月 CNBC レギュラトリー・エキスパート
2003年 5月 JPMorgan Chase & Co. インディペンデント・コンサルタント
2004年 8月 CA Inc. インディペンデント・ディレクター
2010年 1月 Promontory Financial Group スペシャル・アドバイザー
2010年12月 CIT Group Inc. インディペンデント・ディレクター
2014年11月 Navient Corporation インディペンデント・ディレクター（現任）
2018年 6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

Navient Corporation インディペンデント・ディレクター
Nomura Holding America Inc. インディペンデント・ディレクター
Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター
Nomura Global Financial Products Inc. インディペンデント・ディレクター
Instinet Holdings Incorporated インディペンデント・ディレクター

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、金融関連の法制度・規制に精通しており、米国証券取引委員会（SEC）の委員および委員長代行を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続きリスク委員（委員長）を務める予定です。

(*) 米国預託証券

8 Victor Chu

ビクター・チュー

社外取締役・独立役員

重 任



監査委員 リスク委員

生年月日：	取締役会への出席状況：	リスク委員会への出席状況：
1957年6月20日生	10回／11回	4回／5回
在任年数：	監査委員会への出席状況：	所有する当社株式数：
2年	10回／10回 (就任後の開催回数)	普通株式 0株

略 歴

1982年12月	The Supreme Court, Hong Kong ソリシター
1988年 1 月	First Eastern Investment Group (第一東方投資集団) チェアマン兼CEO (現任)
1988年10月	Hong Kong Stock Exchange ディレクター兼カウンセルメンバー
1992年 6 月	Hong Kong Securities and Futures Commission アドバイザリー・コミッティ・メンバー
2003年 8 月	World Economic Forum ファンデーション・ボード・メンバー
2018年 4 月	Airbus SE インディペンデント・ディレクター (現任)
2021年 6 月	当社社外取締役 (現任)

重要な兼職状況

First Eastern Investment Group (第一東方投資集団) チェアマン兼CEO
Grand Harbour Marina PLC ノン・エグゼクティブ・ディレクター
University College London チェア・オブ・カOUNシル
International Business Council of the World Economic Forum 共同議長
Airbus SE インディペンデント・ディレクター

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、企業経営および金融業についての豊富な経験を有しており、また、法律、規制およびコーポレート・ガバナンスに関する高い専門性を有しております。同氏は、国際的な投資会社であるファースト・イースタン・インベストメント・グループ（第一東方投資集団）を創業し、長年にわたりチェアマン兼CEOを務められているほか、香港証券取引所や香港証券先物委員会にて要職を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き監査委員およびリスク委員を務める予定です。

9

J. Christopher Giancarlo

社外取締役・独立役員

重 任

クリストファー・ジャンカルロ



リスク委員

生年月日：

1959年5月12日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

所有する当社株式数：

普通株式 0株

在任年数：

2年

リスク委員会への出席状況：

5回／5回

略 歴

1984年 9月 Mudge Rose Guthrie Alexander & Ferdon アソシエイト・アトニー
1985年10月 Curtis, Mallet-Prevost, Colt & Mosle アソシエイト・アトニー
1992年 1月 Giancarlo & Gleiberman アトニー兼ファウンディング・パートナー
1997年 9月 Thelen Reid Brown Raysman & Steiner アトニー兼（エクイティ）パートナー
2000年 4月 Fenics Software ヴァイス・プレジデント兼リーガル・カウンセラー
2001年 4月 GFI Group Inc. エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント
2014年 6月 U.S. Commodity Futures Trading Commission (CFTC) コミッショナー
2017年 1月 同 チェアマン
2019年10月 American Financial Exchange インディペンデント・ディレクター（現任）
2020年 1月 Willkie Farr & Gallagher LLP シニア・カウンセラー（現任）
2021年 6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

Willkie Farr & Gallagher LLP シニア・カウンセラー
American Financial Exchange インディペンデント・ディレクター
Digital Dollar Project プリンシパル
Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター
Nomura Global Financial Products Inc. インディペンデント・ディレクター

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、金融関連の法制度・規制およびブロックチェーン等の先進技術に精通しており、米国の証券仲介会社であるGFIグループのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントや米国商品先物取引委員会（CFTC）の委員長を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続きリスク委員を務める予定です。

10 Patricia Mosser

パトリシア・モッサー

社外取締役・独立役員

重 任

リスク委員

生年月日：	取締役会への出席状況：	所有する当社株式数：
1956年2月14日生	10回／11回	(100ADR(*))
在任年数：	リスク委員会への出席状況：	
2年	4回／5回	



略 歴

1986年 7 月	Columbia University, Economics Department アシスタント・プロフェッサー
1991年 1 月	Federal Reserve Bank of New York (FRBNY) エコノミスト兼ヴァイス・プレジデント
2006年11月	同 シニア・ヴァイス・プレジデント、FX Forum, Executive Meeting of East Asia and Pacific (EMEAP) Central Banks, Bank for International Settlements メンバー
2007年 1 月	American Economic Association's Committee on the Status of Women in the Economics Profession ボード・メンバー
2007年 6 月	Markets Committee, Bank for International Settlements メンバー
2009年 1 月	Federal Open Market Committee (FOMC) アクティング・システミック・オープン・マーケット・アカウント・マネージャー
2013年10月	Office of Financial Research (OFR), U.S. Treasury Department デピュティ・ディレクター
2013年10月	Deputies Committee of the Financial Stability Oversight Council (FSOC) メンバー
2015年 6 月	Columbia University, School of International and Public Affairs (SIPA) シニア・リサーチ・スカラー、 Central Banking and Financial Policy ディレクター (現任)
2021年 6 月	当社社外取締役 (現任)

重要な兼職状況

Columbia University, School of International and Public Affairs (SIPA)

- ・シニア・リサーチ・スカラー
- ・MPA Program in Economic Policy Management ディレクター
- ・Central Banking and Financial Policy ディレクター

Nomura Holding America Inc. インディペンデント・ディレクター

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、長年のエコノミストおよびセントラル・バンカーとしての経験を有し、コロンビア大学国際公共政策大学院 (SIPA) のシニア・リサーチ・スカラー、Central Banking and Financial Policy ディレクター等を現任されているほか、米国財務省金融調査局 (OFR) 米国債部門のデピュティ・ディレクターやニューヨーク連邦準備銀行 (FRBNY) のシニア・ヴァイス・プレジデントを歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続きリスク委員を務める予定です。

(*) 米国預託証券

11 高原 豪久

たかはら たかひさ

社外取締役・独立役員

重 任

指名委員 報酬委員

生年月日：

1961年7月12日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

報酬委員会への出席状況：

7回／7回

在任年数：

2年

指名委員会への出席状況：

8回／8回

所有する当社株式数：

普通株式 881株



略 歴

1991年 4 月 ユニ・チャーム(株)入社
1995年 6 月 同社取締役
1996年 4 月 同社取締役 購買本部長兼国際本部副本部長
1997年 6 月 同社常務取締役
1998年 4 月 同社常務取締役 サニタリー事業本部長
2000年10月 同社常務取締役 経営戦略担当
2001年 6 月 同社代表取締役社長
2004年 6 月 同社代表取締役社長執行役員（現任）
2021年 6 月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

ユニ・チャーム(株)代表取締役社長執行役員
住友商事(株)社外取締役（予定）

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、ユニ・チャーム(株)代表取締役社長執行役員を現任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といいたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き指名委員および報酬委員を務める予定です。

12 石黒 美幸

いしぐろ みゆき

社外取締役・独立役員

新 任

生年月日：

1964年10月26日生

所有する当社株式数：

普通株式 0株



略 歴

1991年 4月 弁護士登録、常松築瀬関根法律事務所（現、長島・大野・常松法律事務所）入所
1999年 1月 同法律事務所パートナー
2000年 1月 長島・大野・常松法律事務所パートナー（現任）
2004年10月 Columbia Law School 客員教授
2015年 5月 Inter-Pacific Bar Association (IPBA) 事務総長
2016年 2月 総務省電波監理審議会 委員
2016年 4月 一橋大学経営協議会 委員
2018年 4月 東京弁護士会 副会長
2019年 4月 IPBA 副会長
2020年 3月 同 次期会長（現任）

重要な兼職状況

長島・大野・常松法律事務所パートナー
Inter-Pacific Bar Association (IPBA) 次期会長
レーザーテック㈱社外監査役
㈱ベネッセホールディングス社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、長年の弁護士としての経験からファイナンスやキャピタルマーケット等に関する法制度・規制に精通しており、長島・大野・常松法律事務所パートナーや国際的な法曹団体である環太平洋法曹協会（IPBA）次期会長を現任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、その豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の新任が承認された場合、本総会終了後、同氏はリスク委員を務める予定です。

独立性に関する補足事項

同氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナーを務めておりますが、同法律事務所と当社との間における2022年度の取引額は、同法律事務所の売上高の1%未満であります。

13 石塚 雅博

いしづか まさひろ

社外取締役・独立役員

新 任

生年月日：

1960年4月21日生

所有する当社株式数：

普通株式 0株



略 歴

1984年10月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ公認会計士共同事務所（＊）入所
1988年 4 月 公認会計士登録
1997年 6 月 監査法人トーマツ（＊）パートナー（2023年5月末退任予定）
1998年 1 月 Deloitte & Touche LLP ニューヨーク事務所 駐在
2007年10月 監査法人トーマツ（＊）業務管理本部 監査テクノロジー部長
2010年10月 有限責任監査法人トーマツ品質管理本部 マニュアル室長
2010年10月 日本公認会計士協会 監査基準委員会副委員長
2015年11月 デロイトトーマツ合同会社 ボードメンバー
2017年 6 月 デロイトトーマツ合同会社/有限責任監査法人トーマツ
執行役レピュテーション・クオリティ・リスクマネジメント本部 本部長
2022年 6 月 デロイト トーマツ グループ エシックス・オフィサー（2023年5月末退任予定）

重要な兼職状況

該当なし

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、長年の公認会計士としての経験から国際的な会計制度に精通し、米国企業改革法上の財務専門家に該当する高い専門性を有しております。また、同氏は、デロイトトーマツ合同会社/有限責任監査法人トーマツ執行役レピュテーション・クオリティ・リスクマネジメント本部 本部長や日本公認会計士協会 監査基準委員会副委員長を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、その豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏の新任が承認された場合、本総会終了後、同氏は監査委員を務める予定です。

独立性に関する補足事項

同氏は、有限責任監査法人トーマツのパートナーおよびデロイト トーマツ グループのエシックス・オフィサーを務めております（いずれも2023年5月末退任予定）が、同監査法人を含む同グループと当社との間における2022年度の取引額は、同グループの売上高の1％未満であります。

（＊）いずれも、現、有限責任監査法人トーマツ

- 注１：2001年10月、当社は持株会社に改組し、社名を野村證券株式会社から「野村ホールディングス株式会社」に改め、証券会社の営業は会社分割により新設した子会社の野村證券株式会社に承継いたしました。2001年10月以前の当社における略歴は、それ以前の証券会社における地位および担当を記載しております。
- 注２：2003年6月から、当社は、指名・監査・報酬の3委員会を置き、経営の監督機能と業務執行機能が制度的に分離されたガバナンス体制（指名委員会等設置会社）を採用しております。指名委員会等設置会社である当社の業務執行は執行役が行っており、執行役を兼務しない取締役（非業務執行取締役）はこれを行わず、主に監督機能を担っております。
- 注３：13名の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 注４：当社は、取締役候補者 小川祥司、島崎憲明、石村和彦、Laura Simone Unger、Victor Chu、J. Christopher Giancarlo、Patricia Mosserおよび高原豪久の各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額になります。本総会において各氏の重任が承認された場合、当社は各氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。また、取締役候補者 石黒美幸および石塚雅博の両氏が取締役に選任された場合、当社は両氏と上記責任限定契約を締結する予定であります。
- 注５：社外取締役候補者 石村和彦氏は、2022年6月まで(株)IHI社外取締役に兼務しておりました。同社は、民間航空機エンジン整備事業に関し、2019年3月に経済産業省から認可を受けた修理の方法によって修理をするよう航空機製造事業法に基づく命令を受け、また同年4月に国土交通省から航空法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、当該事実が判明するまでこれを認識しておりませんでした。日頃から社外取締役として法令遵守の視点に立った提言等を行っており、また、当該事実の判明後は同社取締役会において事実究明と適切な再発防止策を講じることを求めるなど、社外取締役としての職責を果たしておりました。
- 注６：社外取締役候補者 島崎憲明氏は、当社の子会社である野村證券(株)の取締役に兼務しております。同社は、(株)東京証券取引所で議論されている上位市場の指定基準および退出基準に関する情報について不適切な取扱いが認められたことから、2019年5月、金融庁から業務改善命令を受けました。本事案を受け、同社において、主な改善策として、ホールセール部門のエクイティ・ビジネスにおける組織体制の見直し、投資判断に重大な影響を及ぼし得る非公知の情報を厳格に管理する態勢の整備を行うとともに、2019年12月には野村グループにおいて、全役職員の具体的な行動の指針である「野村グループ行動規範」を策定し、金融サービス・グループとして社会が期待する役割に応えるという考え方を浸透させる取組みを行うとともに、行動規範に基づく適正な行為（コンダクト）を推進するための内部管理体制の整備を行っております。
- 同氏は、本事案の発生まで当該事実を認識しておりませんでした。同社の取締役会等においても法令遵守の観点からの発言を行っており、本事案の発生後は、監査等委員会委員長として、改善策の策定、その実施に向けた取組みおよびこれを定着させ有効に機能させ続けるための取組み等に関してさまざまな提言を行っております。
- 注７：当社は、重任の取締役候補者10名を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。ただし、役員等個人の故意かつ詐欺的または不誠実な行為に起因するもの等一定の免責事由があります。また、新任の取締役候補者3名の選任が承認された場合、これらの候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 当該保険契約は、任期中に更新することを予定しております。

以上

第119期 事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

I 野村グループの現況に関する事項

1. 経営の基本方針と業務運営体制

(1) 経営の基本方針

① 経営の基本方針

当社は、取締役会で策定する経営の基本方針の中で下記のとおり定めております。

【経営目標】

野村グループは、社会からの信頼および株主・顧客をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて企業価値を高めることを経営目標とする。

『グローバル金融サービス・グループ』として国内外の顧客に付加価値の高いソリューションを提供するとともに、当グループに課せられた社会的使命を踏まえて経済の成長や社会の発展に貢献していく。

企業価値の向上にあたっては、経営指標として自己資本利益率（ROE）を用い、ビジネスの持続的な変革を図るものとする。

【グループ経営の基本観】

- (1)新たな事業領域におけるビジネスの拡大をいち早く実現することにより、自ら新しい成長モデルを構築する。また、的確なコスト・コントロールおよびリスク・マネジメントにより、市場環境に左右されにくい収益構造を実現する。
- (2)顧客やマーケットの声に真摯に耳を傾け、ビジネスの可能性を広く捉えながら、金融・資本市場を通じた付加価値の高い問題解決策を顧客に提供し、あらゆる投資に関して最高のサービスを提供する会社を目指す。
- (3)法令・諸規則の遵守と適正な企業行動を重視し、日々の業務執行においてコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理を実践する。野村グループ各社は、顧客の利益を尊重し、業務に関する諸規制を遵守する。
- (4)経営に対する実効性の高い監督機能の確保および経営の透明性の向上に努める。
- (5)事業活動を通じて証券市場の拡大に貢献するとともに、企業市民として、経済・証券に関する教育機会の提供を中心とした社会貢献活動に積極的に取り組む。

当社は、この経営目標を基礎としつつ、下記の経営ビジョンを定めています。

② 経営ビジョン

当社がグループとして取り組んでいる多様なビジネスは、お客様をはじめとしたすべてのステークホルダーの皆様からの信頼の上になりたっており、当社の企業価値の向上と社会全体の持続可能な成長は同じ道の上にあると考えております。このことから、当社は、「社会課題の解決を通じた持続的成長の実現」を経営ビジョンとしています。

(2) 業務運営体制

野村グループでは、3つの部門（営業部門、インベストメント・マネジメント部門およびホールセール部門）が横断的に連携し、業務運営を行っております。各部門に適切な範囲で権限を委譲し、それぞれの分野での専門性の向上を図ると同時に、部門間のグローバルな連携を強化し、競争力のある業務運営体制を構築しております。

2. 事業の経過およびその成果

(1) 業績総括

当期においては、ウクライナ紛争勃発などを背景とする一次産品市況高騰、米欧先進地域経済が感染症禍から経済活動を再開するにつれて生じた半導体不足などの供給制約に端を発し、世界的なインフレ加速が生じました。インフレ加速とその長期化に対し、米FRB(連邦準備制度理事会)を中心に主要中央銀行は、急速な金融政策の引き締めを実施しました。主要先進国の国債利回りは、インフレ予想の広がりや金融引き締め継続を織り込んで上昇しました。また、市場金利の急激な上昇にともなうバリュエーション(株式価値評価)の悪化や、金融引き締めによる経済成長抑制懸念などを背景に、主要先進地域株式市場では株価の調整が生じました。

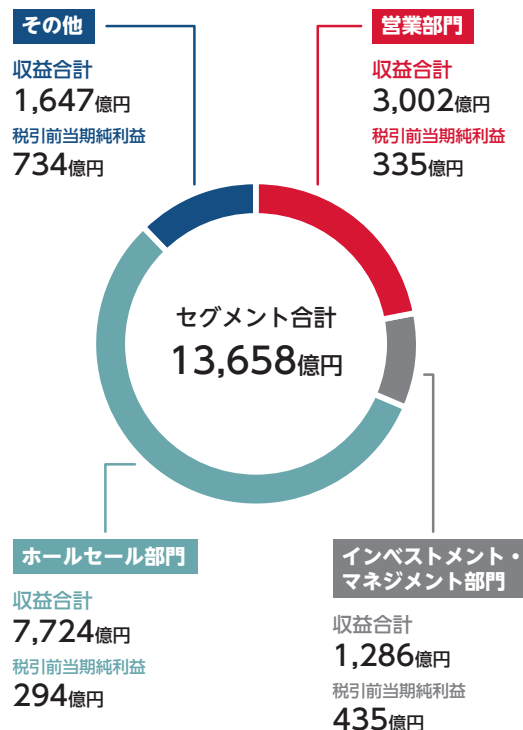
当期の後半には、主要先進地域においてインフレの頭打ち感が生じるとともに、米国の政策金利引き上げ局面が終了するとの期待が生じ、株式市場が持ち直す動きもみられました。「ゼロコロナ政策」といわれる厳格な感染対策を続けてきた中国政府が、2022年末には制限の緩和へと政策を転換し、中国を起点とした世界経済成長の持ち直しに対する期待感も高まりました。

日本では、世界的なインフレ加速と連動してインフレ率が高まる中、海外金利の上昇が国債利回りにも上昇圧力を及ぼし、10年国債利回りに誘導目標と許容変動レンジを設定している日本銀行の長短金利操作(YCC)政策の持続が困難になるとの懸念が高まりました。2022年12月に日銀が10年国債利回りの許容変動レンジを $\pm 0.25\%$ ポイントから同 0.50% ポイントに拡大したことを更なる政策修正に向けた予兆と一部の市場関係者が解釈したこと、日本国債市場では、2023年4月の日銀総裁交代が政策修正に結び付くとの思惑が根強く、日銀の政策期待を背景とした利回り上昇圧力が継続しました。国内外におけるインフレ格差と、それを反映した金融政策の乖離は、為替レート的大幅な円安化をもたらし、2022年10月にかけドル円レートは一時1ドル=151円台に達しました。

連結経営成績

	第117期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	第118期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	第119期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	対前期 比較 増減率
収益合計 (金融費用控除後)	14,019億円	13,639億円	13,356億円	△2.1%
金融費用以外の 費用計	11,712億円	11,373億円	11,861億円	4.3%
税引前当期純利益	2,307億円	2,266億円	1,495億円	△34.0%
法人所得税等	703億円	801億円	578億円	△27.8%
当期純利益	1,604億円	1,465億円	917億円	△37.4%
差引：非支配持分に 帰属する当期純利益 (△損失)	73億円	35億円	△11億円	－
当社株主に帰属する 当期純利益	1,531億円	1,430億円	928億円	△35.1%
株主資本当社株主に 帰属する 当期純利益率 (ROE)	5.7%	5.1%	3.1%	－

第119期 収益構成



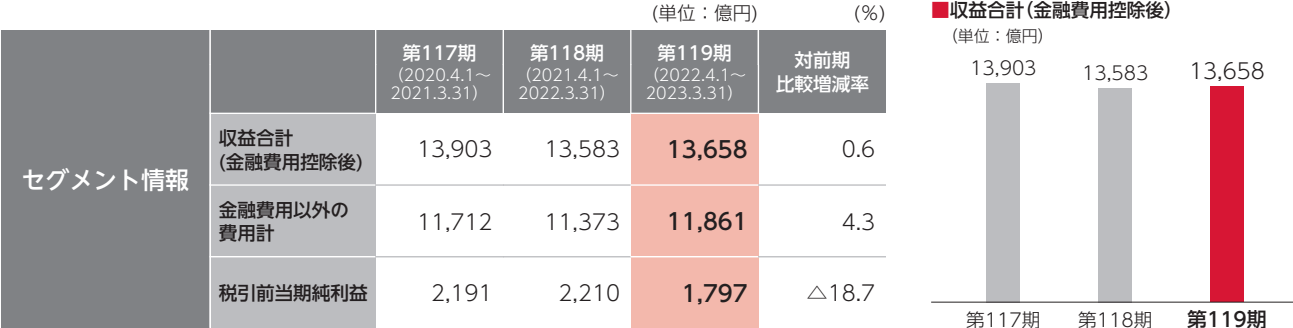
このように、当期は、地政学リスクの高まりや、世界的なインフレ、主要中央銀行による金融引き締めの動き等を受け、世界経済の先行き不安が高まったことなどから、マーケットが大きく変動する局面が多く見られました。そのような環境の中で、当社は、お客様一人ひとりのニーズに応えるための体制の整備と既存ビジネスの強化、新たな分野への挑戦に取り組んでまいりました。

当期の収益合計（金融費用控除後）は、前期と比較して2.1%減の1兆3,356億円、金融費用以外の費用は同4.3%増の1兆1,861億円となりました。税引前当期純利益は1,495億円、当社株主に帰属する当期純利益は928億円となりました。株主資本当社株主に帰属する当期純利益率（ROE）は3.1%となり、また、当期のEPS（注）は前期の45.23円から29.74円となっております。2023年3月末を基準日とする配当金は、1株当たり12円とし、年間での配当は1株につき17円といたしました。なお、当期は株式会社野村総合研究所普通株式の売却関連利益280億円を計上しております。

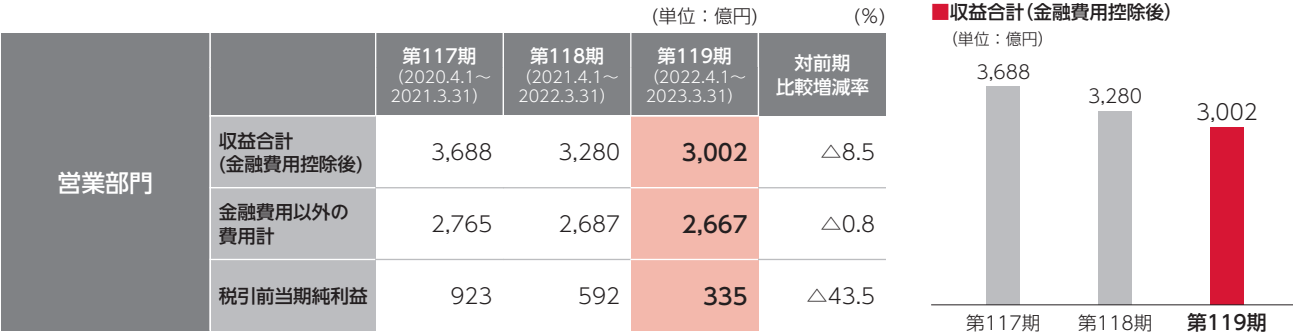
（注）希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益

(2) セグメント情報

当社は業務運営および経営成績を、営業部門、インベストメント・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で報告しております。



一部の営業目的で保有する投資持分証券の評価損益を含まないセグメント情報（セグメント合計）における当期の収益合計（金融費用控除後）は前期比0.6%増の1兆3,658億円、金融費用以外の費用は同4.3%増の1兆1,861億円、税引前当期純利益は同18.7%減の1,797億円となりました。

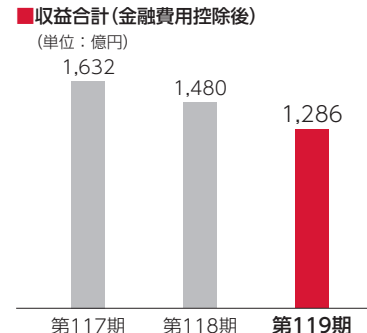


収益合計（金融費用控除後）は、前期比8.5%減の3,002億円となりました。金融費用以外の費用は同0.8%減の2,667億円、税引前当期純利益は同43.5%減の335億円となりました。

営業部門では、「お客様の資産の悩みに応えて、お客様を豊かにする」という基本観のもと、お客様一人ひとりに寄り添い、「最も信頼できるパートナー」を目指して資産コンサルティング業への進化に取り組んでまいりました。

当期は不透明な市場環境が継続し、株式・投資信託の買付が低水準に留まるなど、フロー収入は低調でしたが、お客様の資産全体に対するコンサルティングが奏功し、ストック資産拡大に向けた取組みが進捗しています。また、職域サービスによる接点拡大を通じて、持続的な顧客基盤の構築、部門の中長期的なサービス拡大を目指していますが、現役世代を含め、順調に職域サービスを提供するお客様を拡大することができております。今後は領域別アプローチを強化しながら、資産運用に加え、不動産・相続・資産承継といった多様な悩みの解決に向けた商品・サービスの充実を図ってまいります。

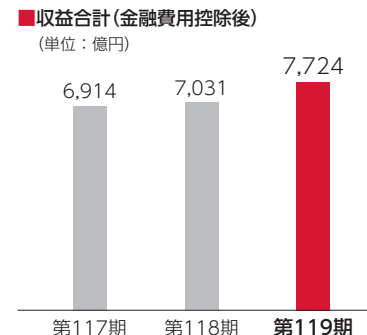
		(単位：億円)		(%)	
インベストメント・ マネジメント部門		第117期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	第118期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	第119期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	対前期 比較増減率
	収益合計 (金融費用控除後)	1,632	1,480	1,286	△13.1
	金融費用以外の 費用計	721	765	851	11.2
	税引前当期純利益	910	715	435	△39.2



収益合計（金融費用控除後）は、前期比13.1%減の1,286億円となりました。金融費用以外の費用は同11.2%増の851億円、税引前当期純利益は同39.2%減の435億円となりました。

インベストメント・マネジメント部門では、多様化するお客様の運用ニーズに応える商品ラインナップの拡充やサービスの向上を目的に、広義のアセット・マネジメント・ビジネスに取り組んでまいりました。運用資産残高が全体として微減となったものの、航空機リースを手掛ける野村バブcockアンドブラウン株式会社の業績の改善等が貢献し、事業収益は前年並みを維持しました。一方、アメリカン・センチュリー・インベストメンツ関連損益と野村キャピタル・パートナーズ株式会社の投資先企業の評価益・売却益の減少により、投資損益は前期比で減少しました。当期は、プライベート領域への拡大の一環として、不動産やインフラへの投資運用を行う野村リアルアセット・インベストメント株式会社を野村不動産ホールディングス株式会社との合併で新設しました。また、世界有数の森林アセットマネジメント事業者であるニューフォレスト Pty Limited.の株式を取得しました。さらに、ノムラ・プライベート・キャピタル LLCを設立し、米国でのプライベート資産運用ビジネスに着手しました。

		(単位：億円)		(%)	
ホールセール 部門		第117期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	第118期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	第119期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	対前期 比較増減率
	収益合計 (金融費用控除後)	6,914	7,031	7,724	9.9
	金融費用以外の 費用計	6,271	6,286	7,430	18.2
	税引前当期純利益	643	745	294	△60.6



ホールセール部門は、金融商品の取引、販売および組成に関する業務を行うグローバル・マーケット、資金調達やM&Aアドバイザーに関連する業務を行うインベストメント・バンキングの2つのビジネス部門から構成されております。

収益合計（金融費用控除後）は、前期比9.9%増の7,724億円となりました。金融費用以外の費用は同18.2%増の7,430億円、税引前当期純利益は同60.6%減の294億円となりました。

■ グローバル・マーケット

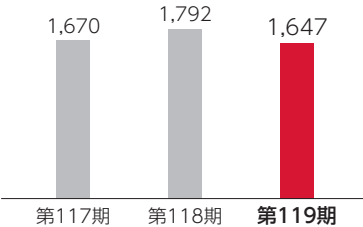
当期は、リスク管理を強化しながら引き続きそれぞれの地域で強みのあるコアビジネスに注力するとともに、マクロ環境のパラダイムシフトによるマーケットの不透明感とボラティリティの高まりの中で投資家のポートフォリオのリバランス取引やヘッジ取引などに対して丁寧に流動性を提供しました。フロービジネスに加えて、ストラクチャード・ファイナンスやソリューションビジネスなど顧客ニーズへの適切な対応を通じて、収益を積み上げました。

■ インベストメント・バンキング

当期は、地政学リスクや金融政策をめぐる市場環境の不透明感から顧客の慎重姿勢が強まり、顧客アクティビティは前期比で低調となりました。これらの結果、エクイティファイナンスや買収ファイナンスに加えM&Aにおいても案件が減少し通期では減益となりましたが、顧客との丁寧な対話を行いながらニーズの把握に努め、エクイティ・プライベート・プレイスメントやプライベート型のファイナンスの他、顧客のヘッジやリスク管理ニーズに対応したソリューションビジネス等に注力しました。

		(単位：億円)			(%)
		第117期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	第118期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	第119期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	対前期 比較増減率
その他	収益合計 (金融費用控除後)	1,670	1,792	1,647	△8.1
	金融費用以外の 費用計	1,955	1,635	913	△44.1
	税引前当期純利益 (△損失)	△285	158	734	365.8

■ 収益合計(金融費用控除後)
(単位：億円)



収益合計（金融費用控除後）は株式会社野村総合研究所普通株式の売却関連利益280億円等により1,647億円、税引前当期純利益は734億円となりました。

3. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

資金調達につきましては、主に当社、野村證券株式会社、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.、ノムラ・バンク・インターナショナルplc、ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.、および野村グローバル・ファイナンス株式会社が外部からの借入や債券発行などを行っております。使用通貨や保有資産の流動性に合わせた資金調達や、必要に応じた為替スワップの使用により、調達構造の最適化を図っております。

(2) 設備投資の状況

設備投資につきましては、主として、国内およびグローバルなビジネスラインの業務推進支援を目的としたシステム投資を行い、デジタルイゼーションを加速しております。営業部門においては、お客様にとって、より利便性の高いサービスをお届けするためにオンラインサービスの拡充を実施しております。ホールセール部門では、グローバルなオーダーに対応するトレーディングシステムやシステム基盤の強化と効率的かつ安定的な稼働に向けた取組みを引き続き実施しております。

4. 財産および損益の状況

期 別 項 目	第116期 (2019.4.1～2020.3.31)	第117期 (2020.4.1～2021.3.31)	第118期 (2021.4.1～2022.3.31)	第119期 (2022.4.1～2023.3.31)
収益合計	19,525億円	16,172億円	15,940億円	24,867億円
収益合計（金融費用控除後）	12,878億円	14,019億円	13,639億円	13,356億円
税引前当期純利益	2,483億円	2,307億円	2,266億円	1,495億円
当社株主に帰属する 当期純利益	2,170億円	1,531億円	1,430億円	928億円
1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益	67.76円	50.11円	46.68円	30.86円
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益	66.20円	48.63円	45.23円	29.74円
総資産	439,998億円	425,165億円	434,122億円	477,718億円
当社株主資本合計	26,535億円	26,949億円	29,146億円	31,486億円

(注) 米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき記載しております。

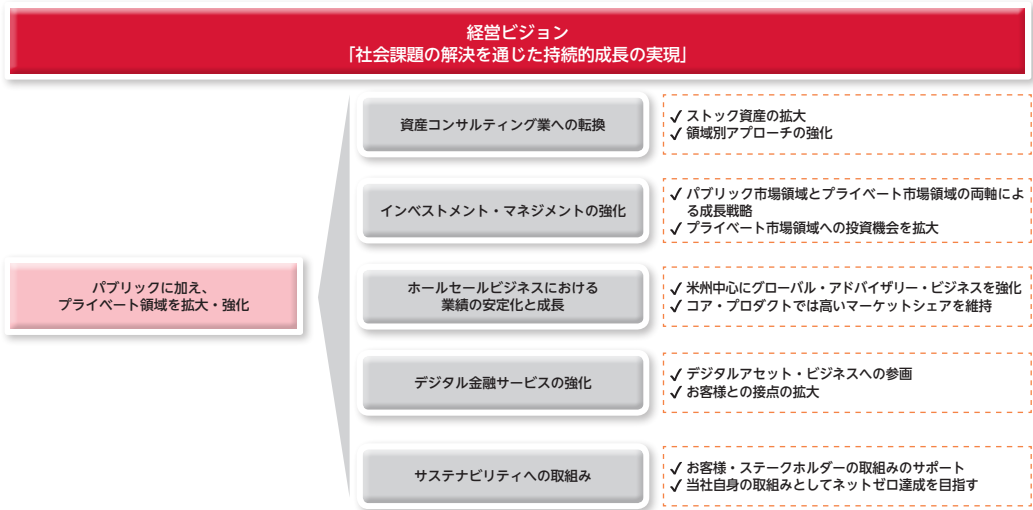
5. 対処すべき課題

野村グループを取り巻く経営環境は大きな変化の只中にあります。引き続き、適正な財務基盤の維持と、資本効率の改善等を通じた経営資源の有効活用を図りながら、機動的に対応してまいります。また、現状に満足せず、既存ビジネスの拡大とお客様へのさらなる付加価値の提供を目指し、常に新たな取組みも実践します。

(1) 中長期の優先課題

「野村を今立っている場所とは違うところ、次のステージに進める」という考えのもと、その実現に向けた戦略の一つとして「パブリックに加え、プライベート領域への拡大・強化」を打ち出しました。「顧客基盤の拡大」「商品・サービスの拡充」および「デジタルを活用したデリバリー」、これら3つの軸に関連したさまざまな施策を通し

て、一人ひとりのお客様にカスタマイズされた「プライベート、あなただけのため」のサービス・ソリューションの提供を強化していきます。この戦略に基づき、たとえば、下記のような取組みで成果が見え始めています。なお、ビジネスの各部門の取組みについては、各部門の課題、取組みもご参照ください。



・資産コンサルティング業への転換

国内の個人のお客様に対しては、資産コンサルティング業への転換を進めています。中長期的な観点でお客様にベストと思われる資産コンサルティングをご提供し、お客様が資産を増やすサポートをさせていただき、預り残高を増やすことで結果として私たちがいただくフィー収入を増やすことを目指しています。

お預かりした資産に対し運用管理費用等の手数料を頂戴する投資信託などのストック資産に基づく収入が着実に拡大することで、収益構造の安定化に寄与しています。

多様化するお客様のニーズに的確にお応えするため、お客様の属性に合わせてパートナー（営業担当者）を配置し、各領域におけるソリューションを提供する領域別のアプローチを強化しています。

加えて、職域ビジネスの強化や地域金融機関との包括提携によるアライアンスを通じたビジネスの広がりにより、顧客基盤の拡大を図っていきます。

・インベストメント・マネジメントの強化

経営戦略として掲げている「パブリックに加え、プライベート領域への拡大・強化」の一環として、多様化するお客様の運用ニーズに応えることを目的に、2021年4月インベストメント・マネジメント（IM）部門を設立しました。同部門では、伝統的な運用商品を強化・拡大すると同時に、オルタナティブ資産などプライベート領域への投資機会の提供を目指しています。

部門設立以来、国内では未上場株に投資する投資法人や事業承継のための株式取得ファンド（サーチファンド）、私募不動産ファンド、海外ではプライベート・クレジットファンドや森林資源ファンドなど、プライベート領域での投資機会を拡張してきました。また、米国非上場REIT（不動産投資信託）に投資する公募投資信託を設定し、国内の個人投資家にも投資いただいています。幅広いプライベート資産の領域に挑戦し、投資家の方々が投資しやすい環境を整えることが野村の使命と考えています。

・ホールセールビジネスにおける業績の安定化と成長

ホールセールビジネスでは、コア・プロダクトでは高いマーケットシェアを維持しつつ、収益源の多様化を図っています。また、流動性の供給やお客様へのソリューション提供を継続していきます。

M&Aアドバイザリー等の資本負荷の低いオリジネーション・ビジネスについては、米州を起点にグローバルにビジネスを拡大しています。特に、米州では、サステナブル・テクノロジーとインフラ・ストラクチャーの分野において高いプレゼンスを持つ「グリーンテック・キャピタル」を買収し、2020年4月より「ノムラ・グリーンテック」として運営しています。野村が持つグローバルな顧客基盤に対してファイナンス等のソリューションをシームレスに提供していきます。

また、市場変動の影響を受けにくいソリューションビジネスについては、インフラ・ファイナンスやファンド向けファイナンス等のストラクチャード・ファイナンスで実績を積み上げています。

・デジタル金融サービスの強化

デジタル化への取り組みは、今後の金融機関の競争力に直結するものであり、お客様へ利便性の高いサービスを提供し、多様化するニーズにお応えするため、引き続きグループ戦略に基づき幅広い取り組みを推進していきます。また、デジタル化が進展した世界においても、人材は野村グループの生み出す付加価値の源泉であると捉え、対面と非対面を駆使したコンサルティング能力など、これからの時代に求められる資質を備えた人材の育成を強化していきます。加えて、2022年4月には、海外を含む野村グループ内におけるデジタル分野の協業を一層強化するとともに、注力領域のさらなる取り組み強化を企図し、「デジタル・カンパニー」を設立しました。デジタル化の推進における個別の取り組み状況は下記のとおりです。

【業務の効率化・高度化】

デジタル化による社内業務の自動化・効率化により、より付加価値の高い分析・アドバイザー業務に注力することができるよう取り組んでいます。また既存サービスを改善することにより、満足度の高いコミュニケーション手法を活用した、当社のサービスの提供を目指しています。

また、当社では、「デジタルIQプログラム」という社員のデジタルに関する知識習得をサポートするオンラインプログラムを実施しており、グループ全体の基礎となるデジタル知識の向上を目指しています。

【顧客接点のデジタル化】

営業部門においては、独自の営業支援システム「リモート相談」を活用しています。また資産管理アプリ「OneStock」、投資情報アプリ「FiNTOS!」などの活用を拡充することで従来十分なアプローチができていなかった若年層や働く世代のお客様に野村のサービスをお届けするためのプラットフォームを構築していきます。

【デジタルアセット・ビジネスへの参画】

新領域におけるビジネス創出にも取り組んでいます。2022年9月にデジタル・アセット関連のサービスを行う子会社、Laser Digital Holdings AGをスイス連邦に設立しました。セカンダリー・トレーディング、ベンチャー・キャピタル、投資商品の3つの分野にフォーカスし、今後新しいサービスや商品群を段階的にローンチしていくことを目指します。

・サステナビリティへの取組み

企業理念である「金融資本市場を通じて、真に豊かな社会の創造に貢献する」のもと、当社では、サステナビリティを事業活動そのものと捉え、経営戦略に組み込んだ運営を行っています。組織としても、サステナビリティ推進にかかる戦略等について審議・決定する場として、経営会議メンバーを含む、グループCEOが指名するメンバーから構成されるサステナビリティ委員会を設置しています。チーフ・サステナビリティ・オフィサーは、サステナビリティ委員会における議論をリードし、当社のサステナビリティに関する知見の集約、戦略策定・推進の加速を図っています。

当社では、サステナビリティを、事業活動を通じ、お客様や多様なステークホルダーのサステナビリティへの取組みをサポートするということ、当社自身がサステナブルな存在であるための活動を推進していくこと、という2つの観点で捉え、取組みを進めています。

【事業活動を通じ、お客様や多様なステークホルダーのサステナビリティへの取組みをサポートする取組み】

金融サービスグループとして核となるのは、資金や資本の流れを通じたお客様のサポートです。事業会社や金融機関が発行するグリーンボンドやソーシャルボンドなどの引受けや、M&Aなどの戦略的アドバイザーサービスの提供、投資対象としてのESG関連ファンドの開発や個人投資家への提供を通じたサステナブルな資金循環の促進といった機能を強化することは、お客様に選んでいただくために重要であると考えています。

加えて、当社が長年培ってきた事業承継のサポート機能や、地方創生や農業・医療分野でのイノベーション推進機能、調査分析の分野における専門性や知見も活かしながら、社会課題解決のためのソリューション提供に、グループとしての総合力、強みを発揮してまいります。

また、野村グループでは、1990年代から20年以上にわたり、小学生から大人まで幅広い世代に金融・経済教育を提供してきました。2022年4月にはその機能を集約・強化し、幅広い世代に一気通貫で金融・経済教育機会を提供す

ることを目的とした「ファイナンシャル・ウェルビーイング室」を新設しています。野村はこれからも社会全体の金融リテラシーの向上に貢献していきます。

【当社自身がサステナブルな存在であるための取組み】

当社は、2030年までに当社の拠点で排出する温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ネットゼロ」を達成すること、および2050年までに投融資ポートフォリオの温室効果ガス排出量のネットゼロ達成を目指すことを表明いたしました。その取組みを具体化するため、2021年に国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が発足させた国際的枠組みであるNZBA（ネット・ゼロ・バンキング・アライアンス）に加盟しました。野村グループではそのほかにも多くのイニシアティブに参画しており、今後も引き続き持続可能な環境・社会の実現のための取組みを一層推進してまいります。またサステナビリティの取組みを進めていくうえで必要不可欠な柔軟な発想を生み出すため、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンについての多様な取組みも進めていきます。

(2) 部門別の課題

各部門の課題、取組みは以下のとおりです。

・営業部門

営業部門においては、「お客様の資産の悩みに応えて、お客様を豊かにする」という基本観のもと、多くの人々に必要とされる金融機関を目指しております。今後は、資産承継や老後資金の不足に対する不安など、多様化する資産の悩みに的確に応えるため、パートナー（営業担当者）のスキルアップを継続して図るとともに、幅広い商品・サービスの充実に努めます。また多くのお客様にご利用いただけるオンラインサービスの拡充と、コンタクトセンター等を通じたリモートコンサルティング体制の強化を進めてまいります。

・インベストメント・マネジメント部門

インベストメント・マネジメント部門は、広義のアセット・マネジメント・ビジネスにおいて、多様化するお客様の運用ニーズに応える商品・サービスの提供を担っています。株式・債券などの伝統的資産からプライベート・エクイティなどのオルタナティブ資産まで、グループ内の専門性を融合し付加価値を向上させることで、お客様の多様なニーズに対応する高度なサービスとソリューションを提供します。パブリック領域においては、運用能力の強化を通じた運用パフォーマンスの改善や運用戦略の拡張、運用ソリューション提供の高度化を目指します。プライベート領域においては、運用ビジネスのスケール化、不動産やインフラなどリアルアセット運用への進出、日本国外におけるプライベート・アセット運用事業の本格化に取り組んでいます。運用報酬率に下方圧力が継続する中、ビジネスの高付加価値化と適切なコスト管理を追求するとともに、プライベート領域を中心とした成長分野への投資を拡大しています。

・ホールセール部門

ホールセール部門においては、お客様のニーズのさらなる高度化やテクノロジーの発展に加えて、不透明なマーケットおよびマクロ環境などが我々のビジネスに影響を及ぼす可能性があります。引き続きお客様へ高度なサービスと付加価値を提供し続けるために、各ビジネスライン、国内外および他部門との連携を強化し、しっかりとリスクコントロールを行ってまいります。ビジネスの領域を広げるとともに成長の見込まれる分野に効率的に財務リソースを活用していきます。

グローバル・マーケットでは、リスク管理の強化を図りながらお客様に流動性の提供を継続してまいります。また、ビジネス・ポートフォリオの多角化とグローバル連携の強化を行いストラクチャード・ファイナンスやソリューションビジネス、およびインターナショナルウェルスマネジメントなどの成長分野における収益機会の追求、そしてエクイティビジネスの拡大、フローマクロビジネスの強化

をさらに推し進めてまいります。

一方、インベストメント・バンキングでは、事業環境の変化にともないお客様のビジネス活動やニーズが変化する中、国内外で業界再編・事業再編に関するアドバイザリーや資金調達、またそれらの取引に付随する金利・為替ビジネスなどのソリューションビジネスの提供に努めてまいります。グローバルにアドバイザリー・ビジネスの拡大に注力するとともに、ノムラ・グリーンテックの知見のさらなる活用、サステナブル・ファイナンスの体制拡充などにより、ESG関連ビジネスへの取組みを強化していきます。

・リスク・マネジメント、コンプライアンスなど

野村グループでは、経営戦略の目的と事業計画を達成するために許容するリスクの種類と水準をリスク・アペタイトとして定め、それをリスク・アペタイト・ステートメントとして文書化しています。その上で、事業戦略に合致し、適切な経営判断に資するリスク管理体制を継続的に拡充していくことにより、財務の健全性の確保および企業価値の向上に努めています。

野村グループでは、リスク・アペタイト・ステートメントにおいて、3つの防衛線による管理体制の下、すべての役職員が自らの役割を認識し、能動的にリスク管理に取り組むことを明記しています。またグループ会社を含む役員への継続的な研修の実施等を通じ、金融のプロフェッショナルとしてリスクに関する知識を深め、リスクを正しく認識・評価し、管理する企業文化、すなわちリスク・カルチャーの醸成に努めています。

コンプライアンスの観点からは、野村グループがビジネスを展開している各国の法令諸規則を遵守するための管理体制の整備に引き続き取り組むとともに、すべての役職員がより高い倫理観を持って自律的に業務に取り組めるよう社内の制度やルールの見直しを継続的に実施しております。

また野村グループでは、法令諸規則の遵守にとどまらず、すべての役職員が社会規範に沿った行動ができるよう、野村グループの一員として取るべき行動の指針として「野村グループ行動規範」を策定し、研修その他の施策を

通して、行動規範に基づく適正な行為（以下「コンダクト」）を推進する取組みを日々進めております。毎年8月の「野村『創業理念と企業倫理』の日」では、全社で過去の不祥事からの教訓を再認識し、再発防止と社会およびお客様からの信頼の維持・獲得に向けて決意を新たにする取組みとして、過去の不祥事を振り返ったうえでの適正なコンダクトの在り方に関するディスカッション、行動規範を遵守することへの宣誓を行っております。行動規範は、刻々と変化する社会の要請に継続して応えていくため、私たちの考え方が社会の常識からずれていないか常に見つめ直し、定期的に見直すこととしています。

以上の課題に対処し、解決することを通じて、金融・資本市場の安定とさらなる発展とともに、野村グループの持続的な成長に尽力してまいります。

6. 主要な事業内容

野村グループの主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融・資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、引受けおよび売出し、募集および売出しの取扱い、私募の取扱い、自己資金投資業、アセットマネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業などを営んでおります。当社の事業は、営業部門、インベストメント・マネジメント部門およびホールセール部門の3部門で構成されております。

今後も、多様化するお客様のニーズにお応えするため、これまで当社が主に取り扱ってきた、上場株式や社債といったパブリックな市場における商品に加え、プライベート・エクイティや私募債といったプライベート領域の商品やサービスにも注力していきます。これらを通じて、お客様に提供できるサービスのラインナップを拡大していきます。

7. 主要拠点等

(1) 国内の主要拠点

当社本社（東京）
野村證券株式会社 本支店および営業所（計116店）
東京都 19店 関東地方（東京都を除く） 27店 北海道地方 5店 東北地方 9店
北陸地方 4店 中部地方 14店 近畿地方 17店 中国地方 7店
四国地方 3店 九州・沖縄地方 11店
野村アセットマネジメント株式会社（東京、大阪、福岡）
野村信託銀行株式会社（東京）
野村プロパティーズ株式会社（東京）
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社（東京）

(2) 海外の主要拠点

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.（アメリカ・ニューヨーク市）
ノムラ・インターナショナルPLC（イギリス・ロンドン市）
ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED
ノムラ・シンガポールLIMITED
インスティネットIncorporated（アメリカ・ニューヨーク市）

(3) 使用人の状況

使用人数（人）	前事業年度末比増減（人）
26,775	190（増）

(注) 1. 使用人数には当社および連結子会社の使用人数の合計（臨時使用人を除く）を記載しております。
2. 使用人数は就業人員数であります。

(4) 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の議決権比率	事 業 内 容
野村證券株式会社	東 京 都 中 央 区	100億円	100%	証券業
野村アセットマネジメント株式会社	東 京 都 江 東 区	171億80百万円	100%	投資信託委託業、投資顧問業
野村信託銀行株式会社	東 京 都 千 代 田 区	500億円	100%	銀行業、信託業
野村プロパティーズ株式会社	東 京 都 中 央 区	4億80百万円	100%	不動産賃貸および管理業
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社	東 京 都 千 代 田 区	1,767億75百万円	100%	金融業
野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社	東 京 都 中 央 区	10百万円	100%	持株会社
ノムラ・ホールディング・アメリカInc.	アメリカ・ニューヨーク市	75億5,725万米ドル	100%	持株会社
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.	アメリカ・ニューヨーク市	13億米ドル	100%＊	証券業
ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンスLLC	アメリカ・ニューヨーク市	18億1,349万米ドル	100%＊	持株会社
インスティネットIncorporated	アメリカ・ニューヨーク市	13億5,244万米ドル	100%＊	持株会社
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC	イギリス・ロンドン市	33億9,132万米ドル	100%	持株会社
ノムラ・インターナショナルPLC	イギリス・ロンドン市	32億4,122万米ドル	100%＊	証券業
ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED	香 港	1,878億11百万円	100%＊	証券業
ノムラ・シンガポールLIMITED	シンガポール・シンガポール市	2億3,900万シンガポールドル	100%＊	証券業、金融業

(注) 1. 資本金は各会社の会計通貨により表示しております。資本金がゼロまたは名目的な金額の会社（主にアメリカを所在地とする会社）につきましては、資本準備金相当額を含んだ額を開示しております。また当社の議決権比率欄の＊は間接所有株式の議決権を含めた比率であります。
2. 当期末の連結子会社および連結変動持分事業体は1,432社、持分法適用会社は株式会社野村総合研究所、野村不動産ホールディングス株式会社等、14社となりました。

8. 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金の種類	借入金残高
株式会社三井住友銀行	長期借入金	411,995百万円
株式会社みずほ銀行	長期借入金	411,873百万円
株式会社三菱UFJ銀行	長期借入金	396,840百万円
株式会社りそな銀行	長期借入金	53,938百万円
株式会社SBI新生銀行	長期借入金	34,577百万円
三井住友信託銀行株式会社	長期借入金	200,052百万円
株式会社千葉銀行	長期借入金	56,040百万円
株式会社八十二銀行	長期借入金	51,615百万円
株式会社静岡銀行	長期借入金	35,990百万円
株式会社横浜銀行	長期借入金	35,282百万円
農林中央金庫	長期借入金	159,846百万円
明治安田生命保険相互会社	長期借入金	36,598百万円

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速かつ確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本方針としております。必要となる資本の水準につきましては、以下を考慮しつつ適宜見直してまいります。

- ・事業活動にともなうリスクと比較して十分であること
- ・監督規制上求められる水準を充足していること
- ・グローバルに事業を行っていくために必要な格付けを維持すること

当社は、株主の皆様への利益還元について、株主価値の持続的な向上および配当を通じて実施していくことを基本と考えています。

配当につきましては、半期毎の連結業績を基準として、連結配当性向30%を重要な指標のひとつとします。各期の配当額については、バーゼル規制強化をはじめとする国内外の規制環境の動向、連結業績をあわせて総合的に勘案し、決定してまいります。

2024年3月期以降の配当については、半期毎の連結業績を基準として、連結配当性向40%以上とすることを重要な指標のひとつとする方針に変更をいたしました。

なお、配当回数につきましては、原則として年2回（基準日：9月30日、3月31日）といたします。

また自己株式取得による株主還元分を含めた総還元性向を50%以上とすることを、株主還元上の目処といたします。

内部留保金については、前記規制環境の変化に万全の対応を行うとともに、株主価値の向上につなげるべく、システムや店舗などのインフラの整備も含め、高い収益性と成長性の見込める事業分野に有効投資してまいります。

(当期の剰余金の配当)

上記の剰余金の配当等の決定に関する方針を踏まえ、2022年9月30日を基準日とする配当金は、1株当たり5円をお支払いいたしました。2023年3月31日を基準日とする配当金につきましては、1株当たり12円をお支払いすることといたしました。これにより年間での剰余金の配当は1株につき17円となります。

当期にかかる剰余金の配当の明細は次のとおりです。

決 議	基 準 日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)
2022年11月2日 取締役会	2022年9月30日	15,008	5.00
2023年4月26日 取締役会	2023年3月31日	36,049	12.00

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社野村総合研究所（以下「NRI」）が実施したNRI普通株式の売出しに際し、売出人として参加し、2022年12月5日に当社が保有していたNRI普通株式13,000,000株を37,528百万円にて売却いたしました。なお、NRIは引き続き当社の持分法適用関連会社となります。

Ⅱ 株式に関する事項

1. 当社が発行できる株式の総数 6,000,000,000株

各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりです。

種 類	発行可能種類株式総数（株）
普通株式	6,000,000,000
第1種優先株式	200,000,000
第2種優先株式	200,000,000
第3種優先株式	200,000,000
第4種優先株式	200,000,000

2. 発行済株式総数 普通株式 3,233,562,601株

3. 株主数 365,121名

4. 上位10名の株主

株 主 名	持株数および持株比率	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	千株 538,507	% 17.92
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	180,999	6.02
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	69,669	2.31
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	51,586	1.71
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	41,664	1.38
JP MORGAN CHASE BANK 385781	40,033	1.33
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DR HOLDERS	38,182	1.27
野村グループ従業員持株会	34,063	1.13
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	31,828	1.05
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	31,570	1.05

(注) 1. 当社は、2023年3月31日現在、自己株式を229,510千株保有しておりますが、上位10名の株主からは除外しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. 自己株式の取得、処分等および保有の状況

(1) 取得した株式

普通株式	50,016,744株
取得価額の総額	24,727,656千円
うち、取締役会決議により買い受けた株式	
普通株式	50,000,000株
取得価額の総額	24,719,192千円

買受けを必要とした理由
資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とし、また株式報酬として交付する株式へ充当するため。

(2) 処分した株式

普通株式	35,900,383株
処分価額の総額	18,508,813千円

(3) 当事業年度末日における保有株式

普通株式	229,510,828株
------	--------------

6. 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

地 位	株式の種類および数		交付された者の人数
取締役および執行役（社外取締役を除く）	当社普通株式	169,716株	9名

7. その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年4月26日開催の取締役会において、自己株式の取得について決議いたしました。

(1) 理由

資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とし、また株式報酬として交付する株式へ充当するため。

(2) 取得する株式の種類および総数 普通株式 3,500万株（上限）

(3) 取得価額の総額 200億円（上限）

(4) 取得期間 2023年5月16日から2024年3月29日

(5) 取得方法 信託方式による市場買付け

当社は、2023年4月26日開催の取締役会において、自己株式の消却について決議いたしました。

(1) 消却する株式の種類 普通株式

(2) 消却する株式の総数 70,000,000株

(3) 消却予定日 2023年6月1日

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況（2023年3月31日現在）

氏 名	地位および担当	重要な兼職状況
永 井 浩 二	取締役会長 指名委員 報酬委員	野村證券株式会社取締役会長（＊１）
奥 田 健 太 郎	取締役 代表執行役社長 グループCEO	野村證券株式会社代表取締役社長（＊１）
寺 口 智 之	取締役 代表執行役副社長	野村證券株式会社代表取締役副社長（＊１）
小 川 祥 司	取締役 監査委員（常勤） リスク委員	野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社監査役（＊１） Nomura Holding America Inc. ノン・エグゼクティブ・ディレクター（＊１） Instinet Incorporated ノン・エグゼクティブ・ディレクター（＊１）
石 村 和 彦	社外取締役 指名委員（委員長） 報酬委員（委員長）	国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長兼最高執行責任者 株式会社リコー社外取締役
高 原 豪 久	社外取締役 指名委員 報酬委員	ユニ・チャーム株式会社代表取締役社長執行役員 カルビー株式会社社外取締役（＊２）
島 崎 憲 明	社外取締役 監査委員（委員長） リスク委員	株式会社ロジネットジャパン社外取締役 野村證券株式会社取締役（＊１）
園 マ リ	社外取締役 監査委員	学校法人早稲田大学監事
Laura Simone Unger [ローラ・アンガー]	社外取締役 リスク委員（委員長）	Navient Corporation インディペンデント・ディレクター Nomura Holding America Inc. インディペンデント・ディレクター（＊１） Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター（＊１） Nomura Global Financial Products Inc. インディペンデント・ディレクター（＊１） Instinet Holdings Incorporated インディペンデント・ディレクター（＊１）
Victor Chu [ビクター・チュー]	社外取締役 監査委員 リスク委員	First Eastern Investment Group（第一東方投資集団）チェアマン兼CEO Grand Harbour Marina PLC ノン・エグゼクティブ・ディレクター University College London チェア・オブ・カウンシル International Business Council of the World Economic Forum 共同議長 Airbus SE インディペンデント・ディレクター
J. Christopher Giancarlo [クリストファー・ジャンカルロ]	社外取締役 リスク委員	Willkie Farr & Gallagher LLP シニア・カウンセル American Financial Exchange インディペンデント・ディレクター Digital Dollar Project プリンシパル Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター（＊１） Nomura Global Financial Products Inc. インディペンデント・ディレクター（＊１）
Patricia Mosser [パトリシア・モッサー]	社外取締役 リスク委員	Columbia University, School of International and Public Affairs (SIPA) ・シニア・リサーチ・スカラー ・MPA Program in Economic Policy Management ディレクター ・Central Banking and Financial Policy ディレクター Nomura Holding America Inc. インディペンデント・ディレクター（＊１）

- (注) 1. 取締役 石村和彦、高原豪久、島崎憲明、園マリ、Laura Simone Unger、Victor Chu、J. Christopher GiancarloおよびPatricia Mosserは会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
2. 監査委員（委員長）である取締役 島崎憲明は米国企業改革法に基づく財務専門家であり、また、監査委員である取締役 園マリは公認会計士であり、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査委員会による監査がより実効的に行われることを期待し、野村グループの業務に精通した取締役 小川祥司を常勤の監査委員として選定しております。
4. ＊1の記載がある会社は当社の100%子会社（間接所有を含む。）です。
5. ＊2の記載のある役職は、当事業年度の終了後、本事業報告作成日現在までの間に退任したもの、または本事業報告作成日現在において退任が予定されているものです。
6. 社外取締役の兼職先（＊1を除く。）と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。
7. 当社は、取締役 小川祥司、石村和彦、高原豪久、島崎憲明、園マリ、Laura Simone Unger、Victor Chu、J. Christopher GiancarloおよびPatricia Mosserと会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。
8. 2023年4月1日付で、取締役 寺口智之は野村證券株式会社取締役副会長に就任いたしました。

2. 社外役員に関する事項

(社外役員の活動の状況)

氏 名	主 な 活 動 状 況
石 村 和 彦	当事業年度に開催された取締役会11回、指名委員会8回および報酬委員会7回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の企業経営者としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
高 原 豪 久	当事業年度に開催された取締役会11回、指名委員会8回および報酬委員会7回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の企業経営者としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
島 崎 憲 明	当事業年度に開催された取締役会11回、監査委員会15回およびリスク委員会5回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の企業経営者および国際的な会計制度に精通した専門家としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
園 マ リ	当事業年度に開催された取締役会11回および監査委員会15回のすべてに出席し適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、企業会計の専門家としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
Laura Simone Unger [ローラ・アンガー]	当事業年度に開催された取締役会11回およびリスク委員会5回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、金融関連の法制度・規制に精通した専門家としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
Victor Chu [ビクター・チュー]	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回およびリスク委員会5回のうち4回、ならびに監査委員に就任後当事業年度に開催された監査委員会10回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の企業経営者ならびに法律、規制およびコーポレート・ガバナンスに精通した専門家としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
J. Christopher Giancarlo [クリストファー・ジャンカルロ]	当事業年度に開催された取締役会11回およびリスク委員会5回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、金融関連の法制度・規制およびブロックチェーン等の先進技術に精通した専門家としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
Patricia Mosser [パトリシア・モッサー]	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回およびリスク委員会5回のうち4回に出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年のエコノミスト、セントラル・バンカーおよび学者としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。

(注) 上記のほか、社外取締役のみをメンバーとする社外取締役会議が開催されており、各人の経験や知見等を活かし、当社の事業およびコーポレート・ガバナンスに関する事項等について議論を行っております。

3. 執行役の状況（2023年3月31日現在）

氏 名	地位および担当	重要な兼職状況
奥 田 健太郎	取締役 代表執行役社長 グループCEO	「1. 取締役の状況」参照
寺 口 智 之	取締役 代表執行役副社長	「1. 取締役の状況」参照
飯 山 俊 康	執行役 政策・規制エンゲージメント担当 中国委員会主席兼 健康経営推進最高責任者（CHO）	野村證券株式会社代表取締役副社長
北 村 巧	執行役 財務統括責任者（CFO）兼IR担当	野村證券株式会社取締役専務 野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社取締役
加 藤 壮太郎	執行役 リスク管理統括責任者（CRO） （ニューヨーク駐在）	野村證券株式会社取締役常務 Nomura Holding America Inc. ディレクター
稲井田 洋 右	執行役 コンプライアンス統括責任者（CCO）	野村證券株式会社常務（執行役員） 野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社取締役
大 塚 徹	執行役 グループ戦略統括責任者（CSO）	野村證券株式会社取締役常務 野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社代表取締役
Christopher Willcox [クリストファー・ウィルコックス]	執行役 ホールセール部門長 （ニューヨーク駐在）	Nomura Holding America Inc. ディレクター

(注) 1. 2022年10月1日付で、Christopher Willcoxが執行役に就任しております。
2. 2023年3月31日付で、執行役 寺口智之は執行役を退任いたしました。
3. 2023年4月1日付で、中島豊が執行役に就任しております。

(ご参考) 2023年4月1日付の執行役の状況は以下のとおりです。

奥 田 健太郎	代表執行役社長 グループCEO	加 藤 壮太郎	執行役 リスク管理統括責任者（CRO）（ニューヨーク駐在）
中 島 豊	代表執行役副社長	稲井田 洋 右	執行役 コンプライアンス統括責任者（CCO）
飯 山 俊 康	執行役副社長 チーフ・オブ・スタッフ	大 塚 徹	執行役 企画・戦略統括
北 村 巧	執行役 財務統括責任者（CFO）兼IR担当	Christopher Willcox [クリストファー・ウィルコックス]	執行役 ホールセール部門長（ニューヨーク駐在）

4. 役員等賠償責任保険契約

当社は、当社およびその子会社等の取締役、執行役、執行役員、監査役および幹部社員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。ただし、役員等個人の故意かつ詐欺的または不誠実な行為に起因するもの等一定の免責事由があります。

5. 取締役および執行役ごとの報酬等の総額

役員区分	人数（注1）	ベースサラリー等 （注2,3）	業績連動報酬等 （注4）	非金銭報酬等（注5）	計
取締役 （うち、社外）	10名 （8名）	354百万円 （197百万円）	80百万円 （－）	65百万円 （－）	499百万円 （197百万円）
執行役	8名	516百万円	688百万円	577百万円	1,781百万円
合 計	18名	871百万円	768百万円	641百万円	2,280百万円

（注）1. 上記人数には、2022年10月に就任した執行役1名を含んでおります。期末日現在の人員は、取締役10名、執行役8名です。なお、取締役と執行役の兼任者については、上表では執行役の欄に人数と報酬を記入しております。

2. ベースサラリー等の額871百万円には、ベースサラリーのほか、その他の報酬（通勤定期券代等）として支給された報酬25万円が含まれております。

3. ベースサラリー等のほかに、執行役に対して社宅関連費用（社宅課税額および課税調整額等）として16百万円を支給しております。

4. 年次賞与のうち、当事業年度終了後に現金により支給する金額を示しております。

5. 当事業年度以前に付与された繰延報酬（RSU、ストック・オプション等）のうち、当事業年度において会計上の費用として計上された金額をここに示しております。

6. 上記のほか、当事業年度において、社外取締役に對し、当社の子会社の役員としての報酬等を当該子会社が合計68百万円支給しております。

6. 業績連動報酬等に関する事項

（1）業績連動報酬等としての年次賞与

当社においては、ベースサラリー、年次賞与および長期インセンティブプランで構成される取締役および執行役の報酬等のうち、年次賞与を業績連動報酬等として支給しております。年次賞与については、原則として半額を当事業年度終了後に現金により支給し、残る半額を翌事業年度以降に繰延報酬として複数年にかけて均等に分割して支給しております。

（2）年次賞与の算定に用いる業績指標

取締役および執行役の年次賞与の決定にあたっては、当社グループの経営ビジョン・ビジネス戦略との整合性を担保するため、当社グループの最重要指標として設定している株主資本利益率（ROE）に基づき年次賞与の基礎額を算定する際に用いる業績指標として選定しております。

（3）年次賞与の算定方法

<算定方法の概要>

取締役および執行役の年次賞与の算定にあたっては、職位に応じて異なる算定方法を適用しております。

<職位別の具体的な算定方法>

- ・代表執行役社長グループCEOについては、当社グループの業務執行の責任を負う職責にあることから、ROEのターゲット値に対する実績値に基づき、年次賞与の基礎額を算定いたします。これに、国内外の主要競争地域における報酬水準等の定性評価等を必要に応じて勘案し、年次賞与とベースサラリーを含む総報酬額（TC：Total Compensation）を決定しております。
- ・その他の取締役および執行役については、代表執行役社長グループCEOの報酬を基準として、職位・職責および国内外のそれぞれの報酬規制・水準などを加味し、定性的な要素も考慮のうえ、年次賞与とTCを決定しております。

＜本事業年度の年次賞与の算定に用いた業績指標に関する実績値＞

業 績 指 標	ターゲット値	当事業年度実績
ROE	8.0%	3.1%

7. 非金銭報酬等に関する事項

(1) 非金銭報酬等としての繰延報酬（株式関連報酬）

当社においては、取締役および執行役の年次賞与の半額を繰延報酬としており、支給にあたっては、原則として、非金銭報酬等に該当する株式関連報酬（RSUおよびファントム・ストックプラン）を用いております。

(2) 現在の株式関連報酬プログラム

現在の株式関連報酬プログラムは下表のとおりです。

種 類	概 要
譲渡制限 株式ユニット (RSU)	・ 1 ユニット当たり当社普通株式 1 株を株式報酬として支給します。 ・ 繰延期間は原則として 3 年としております。 ・ 2018年3月期に対応する繰延報酬より導入しております。 ・ 原則として毎年5月に付与いたします。
ファントム・ ストックプラン	・ 当社の株価に連動する現金決済型の報酬制度です。 ・ RSU同様、繰延期間は原則として 3 年としております。 ・ 2018年3月期に対応する繰延報酬からはRSUの適用を原則としているため、同期以降は補助的な位置付けとして運用しております。 ・ RSU同様、原則として毎年5月に付与いたします。

上記のとおり、2018年 3 月期よりRSUを繰延報酬の基本的な支給方法として導入し、従来のストック・オプション等を代替しております。

(3) 繰延報酬を株式関連報酬として支給することによる効果

繰延報酬を株式関連報酬として支給することにより、報酬の経済的価値が当社の株価にリンクされ、一定の受給資格確定期間が設けられること等によって、以下の効果を期待できます。

- ・株主との利益の一致
- ・付与から受給資格確定までの一定の期間に、株価の上昇により受給時の繰延報酬の経済的価値が増大し得る機会を与えることによる中期インセンティブ（※）、およびリテンション

（※）株式関連報酬のうち、RSUを繰延報酬の基本的な支給方法としたことにともない、原則として、付与された事業年度の翌事業年度から3年間の繰延期間にわたって、現金ではなく、当社株式を支給することとなります。支給株式数は付与の時点における当社の株価に基づき決定されていることから、当社の株価が上昇することにより、繰延報酬は受給時の経済的価値が増大することとなります。なお、株価の上昇には、企業価値の増大が反映されることから、取締役および執行役にとっての中期インセンティブに加え株主との利益の一致等も図られることとなります。

- ・中長期的な企業価値の向上という共通の目標を与えることによる部門を越えた連携・協力の推進

(4) 繰延報酬に定めるクローバック

繰延報酬の付与にあたっては、自己都合による退任、財務諸表の重大な修正、当社グループの規程に対する重大な違反等に該当する場合、減額、没収または支給後の返還の対象となることを定めております（いわゆる「クローバック条項」を含む個別契約を締結）。

繰延報酬にはこのようなメリットがあるため、主要各国の規制当局からも積極的な活用が推奨されています。

なお、当社グループにおける繰延報酬については、FSB（金融安定理事会）が公表している「健全な報酬慣行に関する原則」の推奨に基づき、繰延期間を原則として翌事業年度以降から3年以上としております。

8. 報酬委員会による取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する事項

(1) 方針の決定の方法

当社は指名委員会等設置会社であるため、会社法の定めるところにより、報酬委員会が「野村グループの報酬の基本方針」および「取締役および執行役にかかる報酬の方針」を定め、毎期、報酬委員会において、その妥当性を審議した上で決定しております。

(2) 野村グループの報酬の基本方針

野村グループの報酬の基本方針は以下のとおりです。

野村グループ人材（当社の取締役および執行役を含め、野村グループのすべての役職員をいう。以下同じ。）に対する報酬の基本方針として、「野村グループの報酬の基本方針」（以下「本基本方針」）を以下のとおり定める。

報酬のガバナンス

当社は指名委員会等設置会社であり、会社法の定めるところにより、その過半を社外取締役とする委員で構成される独立性の高い報酬委員会を設置している。報酬委員会は、本基本方針および「野村ホールディングスの取締役および執行役にかかる報酬の方針」を定め、これらの方針に従い、当社の取締役および執行役の個人別の報酬の内容を審議・決定する。当社の取締役および執行役以外の野村グループの役職員の報酬に関する各種方針および報酬総額等は、経営会議から人事・報酬に関する一定の権限を委任され、代表執行役社長グループCEOを委員長、財務統括責任者およびリスク管理統括責任者等を委員とする「人事委員会」が、各地域における人事・報酬に関する委員会等と連携のうえ、これを審議・決定する。

野村グループ人材に対する報酬のあり方

野村グループは、「野村グループ企業理念」における「金融資本市場を通じて、真に豊かな社会の創造に貢献する」という社会的使命を果たすうえで、人材こそが最も重要であると認識している。

野村グループ人材に対する報酬は、野村グループの持続的な成長の実現と中長期的な企業価値の向上および健全かつ効果的なリスク管理を達成しつつ、株主との利益の一致を実現することを目的として設計する。また、報酬の水準と体系は、優秀な人材を確保・維持し、動機付け、育成するため、個人の役割・責任および国内外それぞれの報酬規制・水準等を加味したものとする。

①持続的な成長と中長期的な企業価値の向上

野村グループ人材に対する報酬は、企業理念の実現、「野村グループ行動規範」に沿った企業文化・行動の促進およびより広範な「ESG（環境・社会・ガバナンス）」への幅広い取組みに資するものとする。

また、ペイ・フォー・パフォーマンスの原則に基づき、健全かつ市場競争力のある報酬慣行を確保しつつ、野村グループのビジネス戦略および長期的な利益の実現を支援し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すものとする。

②健全かつ効果的なリスク管理

野村グループは、適切なリスク・アパタイトを設定のうえ健全かつ効果的なリスク管理態勢を構築し、報酬を決定する際に参照する主要なビジネスの業績の測定基準および指標について各ビジネスにおける財務および非財務リスクの多寡に応じて調整を行う。また、これらの定量的な要因に加え、最終的な報酬額の決定および減額に際しては、コンダクト、コンプライアンス、職業倫理および企業理念といった定性的な要因を重視する。

③株主との利益の一致

一定以上の報酬を受け取る野村グループ人材については、その報酬の一部を、当社の株式に連動し、かつ適切な繰延期間を設けた株式関連報酬等とすることで、株主との利益の一致を図る。

また、株式関連報酬等の付与にあたっては、財務諸表の重大な修正、野村グループの規程に対する重大な違反等に該当する場合、株式関連報酬等が減額、停止、権利喪失または支給後の返還の対象となること（いわゆる「クローバック」）を定める。

本基本方針の改廃

本基本方針の改廃は、報酬委員会の決議による。

(3) 取締役および執行役にかかる報酬の方針

上記の野村グループの報酬の基本方針を受けて、取締役および執行役にかかる報酬の方針を以下のとおり定めております。

取締役および執行役の報酬は、ベースサラリー、年次賞与、長期インセンティブプランで構成されるものとする。

(1) ベースサラリー

- ・ ベースサラリーは、各取締役・執行役の経歴・職歴および職位ならびに関連する業界の水準等を参考に、現金による固定報酬額として決定する。
- ・ 執行役については、ベースサラリーの一部を株式関連報酬により支払う場合がある。この場合、株式関連報酬に一定の繰延期間を設けることにより、適切な中期インセンティブを付与するとともに、株主との利益の一致を図るものとする。

(2) 年次賞与

- ・ 年次賞与は、グループ全体の業績、部門業績といった定量的な要素に加え、個人毎の目標達成度、貢献度等の定性的な要素も考慮して決定する。
- ・ 年次賞与の支払いにおいては、一定の割合を将来に繰延べることを原則とする。
- ・ 代表執行役社長グループCEOについては、野村グループの業務執行の責任を負う職責にあることから、野村グループ経営上の最重要指標の実績値に基づき年次賞与の基礎額を算定し、これに国内外の主要競争地域における報酬水準等の定性的な要素も考慮して、年次賞与を決定する。
- ・ その他の取締役および執行役については、代表執行役社長グループCEOの報酬を基準として、職位・職責および国内外それぞれの報酬規制・水準等を加味し、定性的な要素も考慮のうえ、年次賞与を決定する。
- ・ 監査委員である常勤取締役および社外取締役については、業務執行からの独立性を維持・担保する観点から、年次賞与の対象外とする。

・ 中期インセンティブ

年次賞与のうち一定の割合を、所定の繰延期間を設けた株式関連報酬により支払うことを原則とする。これにより、適切な中期インセンティブを付与するとともに、株主との利益の一致を図ることとする。

・ クローバック

繰延報酬については、自己都合での退任、財務諸表の重大な修正、野村グループの規程に対する重大な違反等に該当する場合、減額、停止、権利喪失または支給後の返還の対象となることがある。

(3) 長期インセンティブプラン

- ・ 業績等に応じて長期インセンティブプランを提供することがある。
- ・ 長期インセンティブプランは、一定の業績を達成した場合に支払われるものとする。また、その支払形態としては、株主との長期的な利益の一致を図るため、所定の繰延期間を設けた株式関連報酬等を利用する。

(4) 当該事業年度にかかる取締役および執行役の報酬等の内容が方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当期においては、報酬委員会を7回開催し、以下のとおり検討を重ねてまいりました。

開催日	決議・討議の概要	委員の出席状況
2022年4月26日	決議：2022年3月期の役員賞与案について	全員出席
2022年6月20日	決議：取締役会の招集権を有する取締役の選定について ：委員会の職務執行状況を取締役に報告する取締役の選定について ：野村グループの報酬の基本方針および野村ホールディングスの取締役および執行役にかかる報酬の方針について ：取締役および執行役の個人別の報酬（年次賞与を除く）について ：取締役および執行役に本年度付与するRSU（譲渡制限株式ユニット）について	(同上)
2022年9月26日	決議：取締役および執行役の個人別の報酬（年次賞与を除く）について 討議：グループCEOの報酬水準について	(同上)
2022年12月6日	討議：役員報酬水準について	(同上)
2023年2月15日	討議：役員報酬の決定方針見直しについて	(同上)
2023年3月1日	報告：社外取締役の子会社アドバイザー就任について	(同上)
2023年3月31日	決議：取締役および執行役の2023年4月以降のベースサラリーについて 討議：役員報酬の決定方法見直しについて	(同上)

かかる審議等を経て、報酬委員会は、2023年3月期にかかる役員報酬は、報酬の方針に沿ったものであり、かつ、妥当であるものと判断しております。また、審議内容は取締役会にも報告しております。

Ⅳ 会計監査人に関する事項

1. 名称 EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬の額等

項 目	支 払 額
(1) 報酬等の額	801百万円
(2) 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,321百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 当社および当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外に、顧客資産の分別保管に関する法令遵守の検証業務等についての対価を支払っております。

3. 海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

4. 監査委員会は、財務統括責任者（CFO）、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況および報酬見積もりの算出根拠等について確認しました。また、監査委員会は、米国企業改革法第202条等に基づく事前承認手続きを行っております。監査委員会は、これらの確認および手続きの結果を踏まえ、会計監査人の報酬等について検証を行い、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

3. 解任または不再任の決定の方針

- (1) 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合、監査委員会は会計監査人の解任を検討し、解任が相当であると認められるときは、監査委員会の委員全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告します。
- (2) 監査委員会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の提出議案とします。

第119期末連結貸借対照表

(前期数値はご参考)

(单位：百万円)

科 目	前 期 (2022年3月31日)	当 期 (2023年3月31日)	科 目	前 期 (2022年3月31日)	当 期 (2023年3月31日)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 ・ 預 金	4,063,511	4,521,247	短 期 借 入	1,050,141	1,008,541
現 金 お よ び 現 金 同 等 物	3,316,238	3,820,685	支 払 債 務 お よ び 受 入 預 金	4,920,365	5,297,469
定 期 預 金	320,754	409,082	顧 客 に 対 す る 支 払 債 務	1,522,961	1,359,948
取引所預託金およびその他の顧客分別金	426,519	291,480	顧 客 以 外 に 対 す る 支 払 債 務	1,636,725	1,799,585
貸 付 金 お よ び 受 取 債 権	5,000,702	5,207,194	受 入 銀 行 預 金	1,760,679	2,137,936
貸 付 金	3,579,727	4,013,852	担 保 付 調 達	14,538,198	16,108,948
顧 客 に 対 す る 受 取 債 権	417,661	379,911	買 戻 条 件 付 売 却 有 価 証 券	12,574,556	14,217,966
顧 客 以 外 に 対 す る 受 取 債 権	1,069,660	819,263	貸 付 有 価 証 券 担 保 金	1,567,351	1,556,663
貸 倒 引 当 金	△66,346	△5,832	そ の 他 の 担 保 付 借 入	396,291	334,319
担 保 付 契 約	16,876,441	18,117,499	ト レ ー デ ィ ン グ 負 債	9,652,118	10,557,971
売 戻 条 件 付 買 入 有 価 証 券	11,879,312	13,834,460	そ の 他 の 負 債	1,020,225	1,175,521
借 入 有 価 証 券 担 保 金	4,997,129	4,283,039	長 期 借 入	9,258,306	10,399,210
トレーディング資産およびプライベート エクイティ・デット投資	15,296,010	17,609,333	負 債 合 計	40,439,353	44,547,660
ト レ ー デ ィ ン グ 資 産	15,230,817	17,509,934	コミットメントおよび偶発事象		
プライベートエクイティ・デット投資	65,193	99,399	(資 本 の 部)		
そ の 他 の 資 産	2,175,492	2,316,529	資 本 金	594,493	594,493
建物、土地、器具備品および設備 (2022年3月31日現在426,081百万円 2023年3月31日現在459,954百万円 の減価償却累計額控除後)	419,047	464,316	授權株式数 6,000,000,000株		
トレーディング目的以外の負債証券	484,681	337,361	発行済株式数		
投 資 持 分 証 券	133,897	97,660	2022年3月31日現在 3,233,562,601株		
関連会社に対する投資および貸付金	364,281	402,485	2023年3月31日現在 3,233,562,601株		
そ の 他	773,586	1,014,707	発行済株式数（自己株式控除後）		
			2022年3月31日現在 3,017,804,012株		
			2023年3月31日現在 3,003,679,324株		
			資 本 剰 余 金	697,507	707,189
			利 益 剰 余 金	1,606,987	1,647,005
			累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益	127,973	318,454
			自 己 株 式 （ 取 得 価 額 ）	△112,355	△118,574
			自己株式数		
			2022年3月31日現在 215,758,589株		
			2023年3月31日現在 229,883,277株		
			当 社 株 主 資 本 合 計	2,914,605	3,148,567
			非 支 配 持 分	58,198	75,575
			資 本 合 計	2,972,803	3,224,142
資 産 合 計	43,412,156	47,771,802	負 債 ・ 資 本 合 計	43,412,156	47,771,802

第119期連結損益計算書

(前期数値はご参考)

第119期連結資本勘定変動表

(前期数値はご参考)

(単位：百万円)		
科 目	前 期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	当 期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
委 託 ・ 投 信 募 集 手 数 料	332,344	279,857
投 資 銀 行 業 務 手 数 料	149,603	113,208
アセットマネジメント業務手数料	269,985	271,684
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	368,799	563,269
プライベートエクイティ・デット投資関連損益	30,768	14,504
金 融 収 益	284,222	1,114,690
投 資 持 分 証 券 関 連 損 益	5,446	△1,426
そ の 他	152,832	130,940
収 益 合 計	1,593,999	2,486,726
金 融 費 用	230,109	1,151,149
収 益 合 計（金 融 費 用 控 除 後）	1,363,890	1,335,577
人 件 費	529,506	605,787
支 払 手 数 料	105,204	119,237
情 報 ・ 通 信 関 連 費 用	184,319	209,537
不 動 産 関 係 費	69,742	66,857
事 業 促 進 費 用	15,641	22,636
そ の 他	232,855	162,049
金 融 費 用 以 外 の 費 用 計	1,137,267	1,186,103
税 引 前 当 期 純 利 益	226,623	149,474
法 人 所 得 税 等	80,090	57,798
当 期 純 利 益	146,533	91,676
差引：非支配持分に帰属する 当 期 純 利 益（△ 損 失）	3,537	△1,110
当 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	142,996	92,786

(単位：百万円)		
科 目	前 期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	当 期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
資 本 金	594,493	594,493
期 首 残 高	594,493	594,493
資 本 剰 余 金	696,122	697,507
期 首 残 高	1,421	9,411
株 式 に 基 づ く 報 酬 取 引	—	287
子 会 社 に 対 す る 持 分 変 動	△36	△16
関 連 会 社 に 対 す る 持 分 変 動	△36	△16
期 末 残 高	697,507	707,189
利 益 剰 余 金	1,533,713	1,606,987
期 首 残 高	142,996	92,786
当 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	△67,007	△51,050
現 金 配 当	△2,715	△1,718
自 己 株 式 売 却 損 益	1,606,987	1,647,005
期 末 残 高	1,606,987	1,647,005
累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益		
為 替 換 算 調 整 額	18,316	136,912
期 首 純 変 動 額	118,596	105,855
当 期 末 残 高	136,912	242,767
確 定 給 付 年 金 制 度	△43,477	△43,803
期 首 残 高	△326	11,629
年 金 債 務 調 整 額	△43,803	△32,174
期 末 残 高	△43,803	△32,174
自 己 ク レ ジ ャ ッ ト 調 整 額	△12,983	34,864
期 首 残 高	47,847	72,997
自 己 ク レ ジ ャ ッ ト 調 整 額	34,864	107,861
期 末 残 高	127,973	318,454
自 己 株 式 高 得 却 式	△91,246	△112,355
期 首 残 高	△39,650	△24,728
期 末 残 高	0	0
從 業 員 に 対 す る 発 行 株 式	18,541	18,509
期 末 残 高	△112,355	△118,574
当 社 株 主 資 本 合 計	2,914,605	3,148,567
期 首 残 高	2,914,605	3,148,567
非 支 配 持 分	61,513	58,198
期 首 残 高	△1,421	△3,277
現 金 配 当	3,537	△1,110
非 支 配 持 分 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益（△ 損 失）	2,926	1,058
為 替 換 算 調 整 額	1,307	△301
子 会 社 株 式 の 購 入 ・ 売 却 等（純 額）	△9,664	21,007
そ の 他 の 増 減（純 額）	58,198	75,575
期 末 残 高	58,198	75,575
資 本 合 計	2,972,803	3,224,142
期 末 残 高	2,972,803	3,224,142

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 松村 洋季
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 林 慎一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 栗田 俊郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第119期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表および連結注記表）について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項についてEY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 島崎 憲明

監査委員 園 マリ

監査委員 Victor Chu

監査委員 小川 祥司

(注) 島崎憲明、園マリおよびVictor Chuは会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

第119期末貸借対照表

(2023年3月31日現在)

第119期損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,961,589	流 動 負 債	2,110,267
現金および預金	180,977	短 期 借 入 金	1,809,104
金 銭 の 信 託	42	1年内償還予定の社債	100,000
短 期 貸 付 金	3,428,327	貸 借 取 引 担 保 金	55,140
未 収 入 金	54,346	未 払 法 人 税 等	4
未収還付法人税等	38,898	賞 与 引 当 金	68,566
そ の 他	258,999	そ の 他	77,454
固 定 資 産	5,553,090	固 定 負 債	4,826,310
有 形 固 定 資 産	26,182	社 債	2,705,500
建 物	7,615	長 期 借 入 金	1,936,894
器 具 備 品	10,469	そ の 他	183,916
土 地	210	負 債 合 計	6,936,577
建 設 仮 勘 定	7,889	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	78,830	科 目	金 額
ソフトウエア	78,830	株 主 資 本	2,661,670
そ の 他	0	資 本 金	594,493
投資その他の資産	5,448,078	資 本 剰 余 金	559,676
投資有価証券	102,041	資 本 準 備 金	559,676
関係会社株式	2,523,732	利 益 剰 余 金	1,625,878
その他の関係会社有価証券	48,471	利 益 準 備 金	81,858
関係会社長期貸付金	2,678,999	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,544,020
長期差入保証金	21,801	繰 越 利 益 剰 余 金	1,544,020
繰 延 税 金 資 産	62,838	自 己 株 式	△118,377
そ の 他	10,218	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△85,930
貸 倒 引 当 金	△23	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	40,198
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△126,128
		新 株 予 約 権	2,363
		純 資 産 合 計	2,578,102
資 産 合 計	9,514,679	負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,514,679

科 目	金 額
営 業 収 益	472,321
資 産 利 用 料	108,679
不 動 産 賃 貸 収 入	28,663
商 標 使 用 料	34,185
関 係 会 社 受 取 配 当 金	150,651
関 係 会 社 貸 付 金 利 息	134,746
そ の 他 の 売 上 高	15,397
営 業 費 用	358,750
人 件 費	53,739
不 動 産 関 係 費	40,864
事 務 費	74,517
減 価 償 却 費	30,005
租 税 公 課	2,600
そ の 他 の 経 費	8,172
金 融 費 用	148,853
営 業 利 益	113,572
営 業 外 収 益	16,144
営 業 外 費 用	7,753
経 常 利 益	121,963
特 別 利 益	82,118
関 係 会 社 清 算 益	12,659
関 係 会 社 株 式 売 却 益	40,575
投 資 有 価 証 券 売 却 益	28,120
新 株 予 約 権 戻 入 益	764
特 別 損 失	8,348
投 資 有 価 証 券 売 却 損	107
投 資 有 価 証 券 評 価 損	227
関 係 会 社 株 式 評 価 損	7,573
固 定 資 産 除 売 却 損	441
税 引 前 当 期 純 利 益	195,734
法人税、住民税および事業税	△8,775
法 人 税 等 調 整 額	30,244
当 期 純 利 益	174,264

第119期株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
株	主	資	本		594,493	594,493
資	本	本	金			
当	期	首	残	高		
当	期	末	残	高		
資	本	剰	余	金	559,676	559,676
資	本	準	備	金		
当	期	首	残	高		
当	期	末	残	高		
資	本	剰	余	金	559,676	559,676
当	期	首	残	高		
当	期	末	残	高		
利	益	剰	余	金	81,858	81,858
利	益	準	備	金		
当	期	首	残	高		
当	期	末	残	高		
そ	の	他	利	益	1,427,897	1,427,897
繰	越	利	益	剰		
当	期	首	残	高		
当	期	変	動	額		
剰	余	金	の	配	△57,262	△57,262
当	期	純	利	益		
自	己	株	式	の	△879	△879
当	期	変	動	額		
当	期	末	残	高		
利	益	剰	余	金	1,509,755	1,509,755
当	期	首	残	高		
当	期	変	動	額		
剰	余	金	の	配	△57,262	△57,262
当	期	純	利	益		
自	己	株	式	の	△879	△879
当	期	変	動	額		
当	期	末	残	高		
自	己	株	式		△112,159	△112,159
当	期	首	残	高		
当	期	変	動	額		
自	己	株	式	の	△24,728	△24,728
自	己	株	式	の		
自	己	株	式	の	18,509	18,509
自	己	株	式	の		
当	期	変	動	額	△6,219	△6,219
当	期	末	残	高		
当	期	末	残	高		

科 目					金 額	
株	主	資	本	合 計	2,551,766	2,551,766
当	期	首	残	高		
当	期	変	動	額		
剰	余	金	の	配	△57,262	△57,262
当	期	純	利	益		
自	己	株	式	の	△24,728	△24,728
自	己	株	式	の		
自	己	株	式	の	17,630	17,630
自	己	株	式	の		
当	期	変	動	額	109,904	109,904
当	期	末	残	高		
当	期	末	残	高		
評	価	・	換	算	59,899	59,899
評	価	・	換	算		
そ	の	他	有	価	△19,700	△19,700
当	期	首	残	高		
当	期	変	動	額		
株	主	資	本	以	△19,700	△19,700
株	主	資	本	以		
当	期	変	動	額	40,198	40,198
当	期	末	残	高		
繰	延	ヘ	ッ	ジ	△70,833	△70,833
当	期	首	残	高		
当	期	変	動	額		
株	主	資	本	以	△55,296	△55,296
株	主	資	本	以		
当	期	変	動	額	△126,128	△126,128
当	期	末	残	高		
評	価	・	換	算	△10,934	△10,934
評	価	・	換	算		
当	期	首	残	高		
当	期	変	動	額	△74,996	△74,996
株	主	資	本	以		
株	主	資	本	以	△85,930	△85,930
株	主	資	本	以		
当	期	変	動	額	5,361	5,361
当	期	首	残	高		
当	期	変	動	額		
株	主	資	本	以	△2,998	△2,998
株	主	資	本	以		
当	期	変	動	額	△2,998	△2,998
当	期	末	残	高		
当	期	末	残	高		
純	資	産	合 計		2,546,193	2,546,193
純	資	産	合 計			
当	期	首	残	高		
当	期	変	動	額		
剰	余	金	の	配	△57,262	△57,262
当	期	純	利	益		
自	己	株	式	の	△24,728	△24,728
自	己	株	式	の		
自	己	株	式	の	17,630	17,630
自	己	株	式	の		
株	主	資	本	以	△77,995	△77,995
株	主	資	本	以		
当	期	変	動	額	31,910	31,910
当	期	末	残	高		
当	期	末	残	高		

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 松村 洋季
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 林 慎一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 栗田 俊郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示する

ことにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第119期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、それに従い会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程および内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等の職務執行の状況、ならびに会社の業務および財産の状況を調査しました。

また、会社法第416条第1項第1号ロおよびホに係る内部統制体制に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている内部統制体制について、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、執行役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役、執行役員、監査等委員および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項についてEY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づき整備されている内部統制体制に関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行について、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 島崎 憲明

監査委員 園 マリ

監査委員 Victor Chu

監査委員 小川 祥司

(注) 島崎憲明、園マリおよびVictor Chuは会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

コーポレート・スローガン
目指すのは、"今"以上の"未来"。

野村グループ企業理念

《社会的使命》

豊かな社会の創造

金融資本市場を通じて、真に豊かな社会の創造に貢献する

《会社のあるべき姿》

お客様に選ばれるパートナー

最も信頼できるパートナーとしてお客様に選ばれる
金融サービスグループ

《わたしたち一人ひとりの価値観》

挑戦

変化を尊重し、成長への情熱と勇気を持って挑戦を続ける

協働

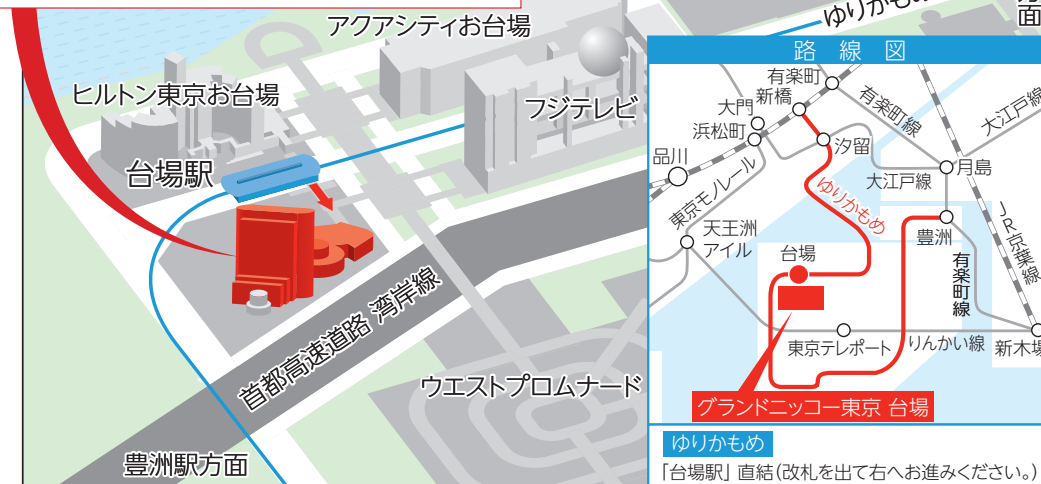
新たな価値を生み出すために、多様性を尊重し、
組織や立場を超えて協働する

誠実

高い倫理観のもと、正しい行動をとる誠実さと信念を持つ

株主総会会場のご案内・株主メモ

グランドニッコー東京 台場
地下1階「パレロワイヤル」
東京都港区台場二丁目6番1号
TEL: 03-5500-6711 (代表)



※駐車場をご用意しておりません。公共交通機関をご利用ください。
※お土産はをご用意しておりませんので予めご了承ください。

第119期 期末配当金のお支払いについて

第119期 期末(2023年3月31日基準日)配当金につきましては、2023年6月1日(木)より1株につき12円のお支払いを開始いたします。「配当金領収証」にてお受け取りの株主様は**2023年7月7日(金)までに**最寄りのゆうちょ銀行本支店および郵便局などにてお受け取りください。

株式事務のご案内

- 事業年度：4月1日～翌年3月31日
- 定時株主総会：毎年6月中に開催
- 株主名簿管理人および特別口座管理機関
〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
フリーダイヤル 0120-232-711
- 株主総会に関するお問い合わせ先
〒103-8645 東京都中央区日本橋1-13-1
野村ホールディングス株式会社 グループ総務部
電話 03-5255-1000 (代表)

※株主様の各種手続き(住所変更、配当金の振込指定、単元未満株式の買取・買増請求など)については、株式をお預けの証券会社等にお問い合わせください。

※特別口座に記録された株式に関する手続きについては、左記の三菱UFJ信託銀行にお問い合わせください。

詳しくは当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shareholders/sstep.html>

野村 株式等に関する手続き

検索

